

○大隅信孝君 只今の動議に賛成いたします。
○謹長(佐藤尚武君) 岩男君の動議に賛成いたします。
御異議、ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。つきましては、今回選舉管理委員会委員である今井登志喜君が三月二十一日死去せられましたにつきましては、その補欠として小島憲君を全国議業管理委員会委員に指名いたします。

○議長(佐藤尚武君)　日程第三、參議院法制局議員定員規程の一部改正に関する件、本件につきましては、議長は参考

議院法制局職員定員規程の一部を改正する規程案を立案いたしました。予め議院運営委員会に付議いたしましたところ、同委員会においては異議がない旨の決定がございました。これより参考文献として改正規程案を朗読いたします。

〔海保參事朗説〕 參議院法制局職員定員規程の一 部を改正する規程

を次のよつに改正する。

「二十名」に改める。

○議長(佐藤尚武君) 只今朗読いたしました改正規程案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤萬武君) 総員起立と認めます。よつて改正規程案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第四、南海地震に伴う地盤変動による被害復旧対策に関する決議案(久松定武君外二十名発議)(委員会審査省略要求事件)を議題といたします。本決議案につきましては、久松定武君外二十名より委員会審査省略の要求書が提出されております。発議者要求通り、委員会審査を省略し、直ちに本決議案の審議に入ることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 「異議なし」と呼べばあります。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発議者に対し趣旨説明の発言を許します。久松定武君。

〔「異議なし」と呼べばあります〕

右の議案を国会法第五十六條によつて発議する。

昭和二十五年四月二十四日
発議者 久松 定武 中平常太郎
赤木 正雄 島 清一
石坂 豊一 大野 幸一
安部 定 三木 治朗
松村眞一郎 林屋義次郎
伊達源一郎 門屋 盛一
柏木 庫治 渡邊 基吉
佐々木鹿藏 伊藤 保平
入交 太蔵 藤井 內午
寺尾 豊 三好 始
西山 龜七

参議院議長佐藤尚武殿

南海地震に伴う地盤変動による被害復旧対策に関する決議案を国会法第五十六條によつて発議する。

昭和二十五年四月二十四日
発議者 久松 定武 中平常太郎
赤木 正雄 島 清一
石坂 豊一 大野 幸一
安部 定 三木 治朗
松村眞一郎 林屋義次郎
伊達源一郎 門屋 盛一
柏木 庫治 渡邊 基吉
佐々木鹿藏 伊藤 保平
入交 太蔵 藤井 內午
寺尾 豊 三好 始
西山 龜七

参議院議長佐藤尚武殿

南海地震に伴う地盤変動による被害復旧対策に関する決議案を国会法第五十六條によつて発議する。

昭和二十二年十二月二十一日の南海地震による直接の災害に対する政府の適切な施設を行ひ相当の成果を挙げ來つた。

然るに二十四年夏期より四国を中心として特に愛媛、香川両県において急激に飲料水及び排水水に大なる異状を來し、又徳島、愛媛、高知の各県を中心として農耕地の様状を呈する事態となつた。即ち飲料水及び排水水の異状のため約三十万国民の日常生活並びに衛生状態に極めて危惧すべき事態を來しつつあり、又農耕地に対する広汎な損害は関係各県の耕作放棄を招來し、食糧問題に重大な影響を及ぼしつつある。この原因は南海地震の影響による地盤変動に起因するものと思われる。

右の事態に鑑み、政府は速かに対策をたて、これを直ちに実施することを強く要望する。

右決議する。

〔久松定武君登壇、拍手〕

○久松定武君 只今上程されました本決議案の発議者を代表いたしまして、私は提案の理由を説明いたします。それに先立ちまして、この決議案の内容を朗読させて頂きます。

被害復旧対策に関する決議案を提出する事態に至り、又徳島、愛媛、高知の昭和二十二年十二月二十一日の南海地震による直接の災害に対する政府の適切な施設を行ひ相当の成果を挙げ來つた。

然るに二十四年夏期より四国を中心として特に愛媛、香川両県において急激に飲料水及び排水水に大なる異状を來し、又徳島、愛媛、高知の各県を中心として農耕地の様状を呈する事態となつた。即ち飲料水及び排水水の異状のため約三十万国民の日常生活並びに衛生状態に極めて危惧すべき事態を來しつつあり、又農耕地に対する広汎な損害は関係各県の耕作放棄を招來し、食糧問題に重大な影響を及ぼしつつある。この原

因は南海地震の影響による地盤変動に起因するものと思われる。

右の事態に鑑み、政府は速かに対策を立て、これを直ちに実施することを強く要請する。

右決議する。
只今申上げましたように、昭和二十一年十二月二十一日の南海大地震は、我が国の地震史上においても最大級の地震に属し、その規模は大正十二年の関東大地震に数倍優ることは学者の報告しておるところであります。従つて

その被書は九つの県、即ち四国、紀伊半島を中心として各方面に及ぶ頗る莫大なるものであつたことは、今尚記憶に新たなるところだござります。これ

國は各般の施策によつて銳意復旧に努め來つたことは、これ又御承知の通りであります。然るに昨年の夏以来、愛媛、香川両県を中心とする各地方に、海水の浸透等による飲料水と排水水の問題が新た

に急激に表面化したのであります。が、美情は関係住民の日常生活衛生上實に憂慮すべき状況であります。又鹿島、

する海水浸透の塩害は、海岸線一帯に分布して広大なる面積に上り、食糧問題にも重大なる影響を及ぼして、全く

放置し難い事態に立つたのであります。ここに本決議案を提出する次第であります。

著者が随時お手紙を來し、また高知県の一部においては、その後幾分の回復を來したのでありまするが、その他の四国地方にありましては、地盤の沈下は

半と共にその度を加えたことが、建設省の地理調査所その他の学術的調査の結果によつても判明しておるのであります。従つて地盤変動による被害は、各地とも年と共にその範囲と程度を拡

大しておる実情であります。地盤変動の結果の一つの現われとして、海水浸透その他不純物混入等による飲料水不適の地区が急激に増大して、関係住民は朝夕遠距離から水を運ぶ有様であります。又排水不良となつて下水は逆流し、殊に高潮の際は甚だしい所は便所に污水が漫水するものさえあります。又農耕地に於する塩害は関係地方全般に見られるところであります。それが、徳島県吉野川河口地区小松島町地内及び媛媛県西條市壬生川町地内の集団的耕作放棄地のこときは最も顯著なものであります。これらの地区はいずれも廢村と称せられる地帶でありますして、関係地方の食糧問題にも重大なる影響を及ぼしております。同様の事情は瀬戸内海の島嶼部、紀伊半島及び瀬戸内海に面する中国地方にもあるのでありますして、被害区域は甚だ広汎に亘る状況であります。然るにこれらの被害は他の災害と同じく震災に起因するものであります。これに対しましては、飲料水については都市の直後に現われずに、漸次出現してその被害を拡大するに至つたのであります。これに対しましては、海水浸入の防止、灌漑用水の導入のために、堤防護岸の補強、扉門の設置、機械排水の設備等の施設を要するのであります。又排水下農耕地については、相当多額の費用を要しますので、関係各県地元住民の資力では到底実現することができぬであります。政府の財政的援助は不可欠の要件であります。政府は被害の性質と重大性に鑑み、急速にその対策を樹立してこれを実施し、関係住民の日常生活と保健衛生、又国・民食糧問題上の重大問題を速かに解決

せられんことをここに強く要望する次第であります。

何とぞ只今の趣旨を御了承下さいまして、議長の御賛成を切望する次第でござります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 本決議案に対し討論の通告がござります。発言を許します。仲子謙君。

〔仲子謙君登壇、拍手〕

○仲子謙君 只今上程になりました決議案に対して賛成の意見を表する者でござりますが、昨年來たび／＼地盤沈下に関する問題は国会の問題となつておるのでありますとして、過般又中平議員よりも、これらに対する水道に関する問題その他についての質問がございました。敢てこの上詳細なる説明は必要はないのでありますするが、本年建設委員会より出張を命ぜられまして実情を調査いたしました。私達が一ヶ年間聞いていたことが実際に見て、實に驚くべきばかりのものであるということを見ましたので、更に又これに対する從来の考え方が違つておりましたという関係から、ここに若干の補足の説明をいたしながら賛成の意見を表する者であります。

御覽のごとく二十一年の十二月に起つた南海震災は、和歌山県から四国一帯に及んでおるものでありまするが、その当時各種の説明のこゝまでに相当地に對する対策その他は講ぜられたのであります。ところが一つ考へ方の違う問題があります。地震といえば一時に起つて直ぐ後止つてしまふ。故にその一時的な対策が済めばこれによろしいと考えるのでありまするが、この全体の地区は地震の後において尙継続して沈下しておるのであります。高知県の

一部分 和歌山県の一部份は隆起しておるのでありまして、いわばその動き方が、或る人達は、四国が太平洋の方に泳いで出るのである。約二百メートルばかり出たのではないかということを言ひます。大体島が沈みつるものであります。多く沈んだ所は四尺ばかりであるらしいところでも二尺ばかり沈んでおります。この実情認識がなかなか一地区の問題についてこういうことを評議することは誤りであるという考え方もあるかも知れませんが、この四国及び和歌山県における現状はそう簡単なものじやない。我が國の歴史の初めから日本書紀、古事記に至るところまで還つて見ましても、この一帯は漂える國、くらげなす國、ひよろ／＼海の上を泳いでおる島であるように考えられる。その後の歴史に従っても数回四国は浮いたり沈んだりしておる。大体百五十年ごとに下つたり上つたりしておる。こういうような記録であります。南海地震を機会に再びこの島は沈む、或る人達は、四国は沈んでしまつて瀬戸内海が直接太平洋になるのだ、或いは四国の高い山だけが海上に残つて後は今の平地は底に沈む、こういうような驚いさう持つたのであります。こういう事情からいたしまして、今度のこの地震における災害といふものは非常に広範囲に亘り大きくなるのであります。これについて昨年農林関係の方において、いつまで沈むものか分らぬから対策はできないといふようなことを、その方で言つた人があるよう聞いておりました。ただ待つておる、沈むまで待つてしまふといふことなら何千年かかることが知れないが、併し現に多数の人達が朝夕困る、一日の仕事に困つておる今日であります。そん簡単にこれを見捨てる説には行かないと思ひます。中平君の説

明並びに今の久松謙負の説明によつて、水道の困るということは私共分ります。朝に晩に飲み水がない、私がつて来て見ますと、子供は顔を洗らなくて、近所隣りに水がない、雨が降るまで顔を洗わない、お母さん達が一時間も向うの方へ行つて汲んで来るといふ所もあるし、或る島では僅かにある水を壺罐一杯宛てに分けるといふようなことがあります。又農耕地に至りますと、した農村においては飲み水さう簡単に行かない、水も飲めないという現状にあるのであります。又農耕地に至りますと、今は、今のように島が沈みますと海水の潮が高くなる、潮が高くなれば干潮時によろしくございましようが、少し満潮になりますと、さつきの四尺或いは二尺といふものがそれだけ高く来れる。従つてさつきの説明のごく町に溢れて便所も井戸も皆一緒になる。上から海水が井戸の中に入りてしまふ、こういうこともあるし、或いは田圃は折角植えた稻の上のの方から海水が入つて来る、下からは湧き上つて来る、或る程度でまた稻が途中において全部枯れてしまつておるところがありますが、併し農林省は供出は大体の面積によるべつ割当てるが故に、これは出すべきものである。實際は稻が皆枯れてしまつておると、こういふような現状もござります。これらの現状に対しても、国家が、先きの震災の當時においては、二十二年当時においては相当の施策を施したが、その後の状況については、これは災害ではない、というような考え方を持つておる。災害とは予算年度に発生して、そのときには始末の付く問題を災害と考え、知らん間に雑続的に出るものには案が立たない、というような考え方があるのであります。これなれば、四つの地盤沈下等に対する考え方かも四つの地盤沈下等に対する考え方

を変えなければならん。災害なるものの、親令を変えて、予算上特別なる法案を作らなければならぬものと思ひます。現に災害の状況から申して見ますと、上水道の被害、下水道の被害について、厚生省から四国の現状を調査して、四国、和歌山県一帯に因る箇所は百九ヶ町村、人口は二十四万六千人の者が水に困り、その救済に必要な費用は五億四千三百万円であります。下水はさつきのように潮が上りますと、潮水が上に来ると出て行く筈の下水が町に溢れて、故にこれが家や戸門も些汚してしまふといふ、この而種が千五百二十二ヶターレル、これに対する対策費用が、厚生省としては十億一千八百万円要ると申しております。農耕地の被害は、さつき申しました上からかくぶる潮、下から浸み上つて来るところの潮とで一万六百六十町歩が、四国北三県であります、高知、和歌山を加へて合計一万五千町歩に達する農地が、全然物を作ることができないなつてあります。塩田その他の比較的被害が少ないのであります、早くこれに手を付けたから少いのであります、尚ごれにも拘わらず海岸、河川、橋梁等は愛媛県の八億五千円、香川県の五億三千三百円、徳島の八億、高知の三億五千万円、計二十五億に達する復旧費が必要であります。先きの上下水に關するものを加えまして四十億五千万円という費用をかけなければ、現在これを救済することができないのであります。然るにこの予算は昨年十月頃決定されたのであり、我々に実行予算が與えられて、本年これを議決したのではあるますが、その時期においては十分未だこの災害状況が分らなかつたのである。災害はその後において一般に考えられるようになつたのであります。

○謹長（佐藤尚武君） これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本決議案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○謹長（佐藤尚武君） 総員起立と認めます。よつて本決議案は全会一致をばて可決せられました。

只今の決議に対し益谷建設大臣より發言を求められました。益谷建設大臣。

〔國務大臣益谷秀次君登壇、拍手〕

○國務大臣（益谷秀次君） 南海地震に伴う災害復旧対策につきましては、牛島中平議員の御質問に対し、それによく各所管大臣から対策についての見解を詳細に御答弁申上げたのであります。只今の御決議の趣旨は政府においても全く御同感であります。できる限り御質問に翻らべく努力をいたしたいとを申しております。（拍手）

〔羽生三七君發言の許可を求む〕

○謹長（佐藤尚武君） 羽生三七君。

○羽生三七君 私はこの際、日本外交の基本方針に関する緊急質問をするとの動議を提出いたします。

○大隈信幸君 只今の羽生三七君の議に賛成いたします。

○謹長（佐藤尚武君） 羽生君の動議御異議ございませんか。

○羽生三七君登壇、拍手

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。

○羽生三七君

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○羽生三七君 我が民族の運命を決定するであらうと思われる講和会議がいつ、どのような決定を見るであらうかと、日本の国民は希望と憂いとが交錯した氣持の中での日を待ち構えております。私は今この問題について私見を開陳し、吉田首相の考慮を頼したいと思うのですが、言うまでもなく外交問題は、特に講和問題の論議については、事の性質上その発言が慎重であらねばならず、これに対する政府当局の答弁も又頗る困難であらうことは思われます。併しそれ故に問題の所在を明確にしたり、又はこれを回避したりしてはならんと存じます。実を言ふならば、問題が困難であることは思われます。併しそれ故に問題の所在を明確にしたり、又はこれなければならんと考えております。

今日講和問題を論ずる場合、全面講和、或いは單獨講和といふように種々論議されておりますが、これは言ふまでもなく全面講和がよいに決つておるのでありますけれども、それをアーリルに考えた場合、今我が國を取り巻いている客観的諸條件から、問題を勢い全面か、単独かといふ両論の対比という形で提起し勝ちになるものと思います。併し全面、単独を断定する前にもつと重大な問題があるのであります。この両論とも帰するところ我が國の安全を保障の問題に関連するのであります。が、この安全保障の形式につきましては、又国連加入か或いは永世中立か、又特定の国乃至は特定の国家グループに保障を依頼する形かというように分れるかと思います。仮に国連加入と申しましても、これは我が国の意思が

けで決定される問題でなければ、世界の各國がこれを許容して呉れなければ問題になります。而してこの例は現にヨーロッパに存在しているところのこととでございます。而して尙それが容認されましても、国連加入中の特定国が侵略國と認定された場合に負う共同責任の分担についても又問題があることは言ひます。ございません。

次に、特定の國、或いは特定の國家グループに安全保障を依頼するという形は、問題の性質上更に新たなる問題の発生を内包することになるのは当然でありますから、「これを輕々に肯定することは妥当でない」と考へられるのであります。更に又、永世中立論につきましては、これは日本だけが單獨に意思表示をいたしましても、相手國たる世界の各國がこれを認め、個々にか或いは共同にか、日本の永世中立を確認する宣言を發して與なればこれ又問題にならんのでござります。こういうふうに考へて参りますと、問題が如何に困難であるかといふことは、吉田首相のその都度の発言を待つまでもなく、我々自身これを認めるところの問題でござります。そこで、この困難さの故にか、或いは吉田首相みずから含むところがおありになつてか、首相は今までこれらの問題を仮定の問題として答弁を回避されて来たことは御承知の通りであります。併し、我々は日本国憲法に規定された戰争放棄と非武装宣言に基いてものを判断する限り、そこから一定の結論を導き出すことは困難ではないと考えられます。この日本国憲法の規定は仮定の問題ではございません。これは嚴たる現実的條件を備え、日本全國民の総意の上に躊躇と非武装という條件の上に我々が立ち上げられている問題でございます。

き道、取るべき道はともかくも中立的な立場以外に如何なる立場もあり得ないということは、憲法の明記するところと同様に明瞭なる事実と確信いたします。繰返して申上げますが、これは断じて仮定の問題ではございません。それは先きに申述べた理由によつて御了承願えることと存じます。

我々がこういう提言を行う場合、問題をリアルに考えると、確かにそこに際限のない諸問題が生起して参ります。そして結局事を厳密に考えることを回避して曖昧なままで講和會議に問題を持ち越すというイーゼー・ギーリングな立場に落ち込み勝ちになるのです。言うまでもなく講和會議には恐らく日本の将来の運命を決するであろうところのすべての問題が提起され、そしてその場合、問題の選択をみずからの意思で自由に決定し得ないであろうということもこれ又言うべきです。それ故にこそこの場合我々はすべての案件に先立つて、政府自身が、日本将来の方針といたしまして、中立の立場を堅持する旨即刻中外に声明すべきであると考えます。が、これに対する吉田首相の所信を承りたいと存します。

而してこのことは吉田内閣であろうと或いは他のどのような内閣が政局を担当しましようとも、同様に要請される事実と存じます。要するところ、講和會議の際の條件如何によつて中立を守るか守らぬかという問題が決定されるであろうという問題の出し方でなしに、すべての條件の前面に、且つ第一義的に國の大きな方針として中立の

堅持というとの声明が絶対的に必要であるといふ認識の上に立つことあります。

今日、親米反ソとか或いはその反対に親ソ反米とか申しまして、自分みずからをそれ／＼の国の立場に立たせたて外交問題が論ぜられておる傾向がありますが、これにつきましては、人おのの意見がありますし、且つ人民はみずから思想選択の権利を持つておるのありますから、それをとやかく言ふ必要があります。即ち何人が思想としてアメリカのデモクラシーをとろうと、或いはソ連のコムニズムの立場をとろうとそれは自由でございますが、そのことと日本の中立維持の問題とは確然と区別しておかなければならんと思うのであります。即ち國際的紛争にみずからを投入するような態度は極力これを回避すべきであると思います。その意味におきまして、日本の国内における不当なる、或いは過度なる反米宣伝活動、或いは反ソ宣伝活動は両者いずれも即刻停止すべきものと考えます。

さて、我々は武装なき国家として、自分みずから中立を表明するのみならず、世界各国から中立国としての確認を受けて、我が國の独立と領土の安全と不可侵を保障して貰わなければなりませんが、この際單に成行きに任せることようようなことでなく、進んで我が国の中立と安全保障を米ソ両国或いは英國、中国等の諸大国に斡旋を懇請して、以て世界の諸國家に我が國の安全保障を約束して貰うよう、十分なる努力と配慮が必要であると信じますが、これに対する吉田首相の見解を承わりたいと存します。

重ねて申上げますが、講和会議の開催に何をもおのずから決まるであつたといふより漠然たる行き方をするのではなく、その前に中立の維持、領土の安全と不可侵という問題が前提條件として日本側から提起されなければなりません。而してこのことは日本国憲法の條文からして当然導き出し得る結果でありますから、先きにも申しましたように仮定の問題ではないでござります。すでに武装を放棄した我が日本国が戦争の結果、我が國が植民地的支配をして参りました朝鮮、台湾、満洲、樺太等を失ない、この小さく四つの島の中に、資源も乏しく、ただあり余る人口を擁して、新らしい世界へ進み得るただ一つの道は、實に世界の諸國の友愛と好意に基く平和的保障のみでござります。このように武装をもなく、資源も乏しい國を侵そらと思えば、どのような國であろうとその目的は実に簡単に達せられると思します。この場合に何か武力を意味するようなら、自衛手段を考えましても、そのようなことは我が國の憲法の精神に背反するのみならず、現実の問題といたしまして、すでに原子弹爆弾から水素爆弾にまで科学兵器の発達しつつある今日、全く問題にならないところでござります。併しながら全く天衣无缝と申します。ようか、素裸で国際場裡に立つての弱小國の安全と不可侵を脅かす國があるうとは思ひません。若しそのようなことが万が一にありますならば、公正なる世界の世論はこれを絶対に許さんと考えます。世界の諸國の中には、今尚我が國における民主主義の成長の度合について若干の懸念を抱いておる向きもあるようでございますが、その意味におきまして、日本が現在その立的な意思を世界に向つて明瞭に宣

布して置くことが絶対に必要であると私は考えるのでござります。平和国家としての我が國を確立するためには、我が民族のみずからが國の平和的發展を欲して呉れるならば、そうして又我が民族が眞に世界の平和國家の名によきわしい民族として成長することを願つて呉れるならば、我が國に對して叶ふことを確認して呉れぬ筈はないと思ひます。

而して又同時に我が領土の安全と不可侵は、中立との不可分の關係において同様認められるところであると信じます。この我々の考えが決して無理ではない証拠の一つとして、マッカーサー元帥が昨年も文先日も、再度に亘つて我が國に對して「東洋のスイス」たれどという意味深き示唆を與えておることを擧げることができます。又アメリカの著名な評論家ウォルター・リップマン氏も、日本が米ソの中間的な地位に立つてゐることを指摘いたしまして、日本がこの中間的地位を確保することが世界の平和に寄与するであろうと書いておられます。そしてリップマン氏は、氏の見解の表明の最後におきまして、この立場のみが災いに満ちた過去から救われて、偉大な未来に進む彼等の正当で最高の希望を達成させることができると、いつても差支あるまい、と語を結んでおられます。日本人自身が躊躇逡巡しておるのに、却つて外国人が日本の進むべき道を教えておるのでござります。中立國の安全部度合につきましては、しばゞベルギーの事例が、極めて悲觀的な意味において引用されますが、この一事例によりまして我が國の運命を判断するのは早計でござります。

ざいましょう。我々は眞に祖国をし、この愛する祖国の安危についていをいたします。ならば、我が中立性堅持こそ、将来の正しい、且つ平和発展のためのただ一つの道であると信じます。而して又そういう立場におのみ、我が國が世界の信頼に応えらるものと確信いたすのでござります。政府はこの際、中立の表明によて、祖国の安全に関する保障を得るために、世界各国の友愛と好意に訴るべく最善の効力をなすべきである信ずるのであります。これに対しまして吉田首相の熱意ある日解の披瀝を待いたしまして私の外交問題に関する緊急質問を終ります。(拍手)○國務大臣吉田茂君登壇、拍手)お答えいたしました。

なるものは、私重ねて申しますならば、交戦国の存在を前提としておるわけで、日本が交戦国に介入するといふことは、考へのないことは、憲法分明かに明記いたしておるのでありますから、その上、中立の声明をなすということはどうであろうかと私は考へるのであります。又却つてそれがために恰も戦争が近くある、若くは戦争状態が存在しておるような印象を與え、若くは国民がそこ考へておるということが、むしろ世界の平和を奪かるものではないかと私は思うのであります。更に日本国が中立の声明をなすよりは、世界の平和を指導する。世界の平和の空氣をます／＼奨励する、或いは引立てる、日本国が列国に先立つて平和運動の先駆をなすというならば、これは私が賛成いたしますが、突然今日中立の声明をなすということはどうであらうかと、私はこう思います。

又反米とか或いは反ソ運動に対しても取締りを十分にしろというお話のようになりますが、これは若し反米或いは反ソ活動をなしで、これが今日の日本本の治安を害し、或いは又日本の國是を害する、或いはその活動が、世界に日本国或いは日本国民の意思を誤つて伝えしむるような活動をいたした場合には、國法がこれを取締る。又連合国としても、進駐政策に反するものとして取締を嚴にいたし、又将来もいたずら等であります。若し特に今日、反米、反ソの活動に対して如何なる方針を以て政府は臨むかと申せば、無論これは治安を害し、若しくは日本国民或いは日本国に対する誤解を生ぜしめるような運動に對しては、政府としても断乎取締をいたすつもりであります。又安全保章につけて列国に降伏と負

むというよくなお話のように承知いたしましたが、今日日本といたして御承知の通り、列国との間には形式的でありますから、平和状態は打立てられておらないのであります。故に直接に列国に保護を頼むというようなことはできませんが、併し連合国として日本のお安全が脅かされ、或いは日本国民に十分の安全保障がないということは、今日最も我々も心配し、又列国とも心配いたしておりますから、新聞その日本において日本の安全が脅かされるということになれば、これは結局極東の平和、若くは世界の平和を脅かすことになるのですから、新聞その他で以て御承知であろうと思いまして深甚なる考慮を拂われておるといふことは御承知の通りだらうと思ひます。が、この安全保障に対する国民の安心感がない。或いはこれに對して確信がなきということは誠に現在困ったことがあります。又安心を與えなければならぬと思ひますために、英米その他においていろいろ／＼な論議が現に取交されておられます。で、この安全保障についてはいづれ何かの形において具體化する、若しくは講和條約において自衛権はつきりいたすことと思ひます。今これを仮定の問題なりとして、私は完全を保障するかといふことについて論議いたすことを許けることを許しておるものではありません。安全を保障するものではありません。安全保障については、如何にして日本国のお安全を保障するかといふことについては、國民も政府も共にこの問題については深甚なる注意を以て研究いたすべきものと私は考えて、この問題を殊に假定の問題なりとして斥くる考え方であります。又日本の、毛頭ないのであります。

の防禦を撤した日本の安全を保障するため、世界の世論に訴えるべきである。或いは世界の世論を以て日本の防禦、日本の安全を期すべきであるといふことについては御同感であります。私は常に日本の安全保障の最後は結局世界の世論である。若し世界の世論が、日本国は平和を脅かすものがあれば、共は〜〜この安全を愛護する國である故だ。この國の安全を脅かすものがあれば、共に〜〜この安全を脅かさんとするものを撲滅すべきであるという、かくのことを強い世論があつてこそ、最後においては、この世論の力によつて日本においては、この世論の力によつて日本のおいては、この世論の力によつて日本のおいては、この世論の力によつて日本のお安全は保障せられるものと私も確信いたすのであります。この世論を惹き起すために、又世論の後援を得るために、政府といたしましても十分注意いたすつもりでおりますが、國を挙げてこの世界の世論を、日本に対する誤解はないように、我々は國を挙げて努むべきものと私は信じて疑わないのであります。この点については御同感であります。(拍手)

即時停止しなければならんということを申したのは、これは国民に対する訴えでありまして、政府がこれを取締つて呉れということを申したのではないであります。これは国民みずからが自衛して、苟くも國際紛争の渦中にみずからを投入するような反米並びに反ソ宣伝活動は、停止すべきであると申したのであります。これを政府が取締つて呉れと申したのではないでありますから、この点はお間違いなくお聞き取り願います。以上であります。

制度に関する法律が制定施行されるまでの間の暫定措置として、昭和二十五年四月中において、その予算に計上された地方財政平衡交付金（以下「交付金」という。）の一部を道府県及び市町村（以下「地方団体」という。）に對して概算交付することができる。

2 都は道府県に対する交付金の交付に關しては、その全区域を道府県とみなし、市町村に對する交付金の交付に關しては、その特別区の存する区域を市町村とみなす。
この法律の適用については、全部事務組合は、町村とみなす。

（概算交付額）

第二條 前條第一項の規定により地方団体に概算交付することのできる額は、それぞれ左の各号に掲げる額とする。

一 道府県 百十九億円
二 市町村 八十一億円
(交付金の額の算定期日)

第三條 各地方団体に概算交付すべき交付金の額は、昭和二十五年四月一日現在により、算定する。
(廃置分合又は境界変更の場合の交付金の措置)

第四條 前條の期日後において、地方団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における当該地方団体に対する交付金の措置については、左の各号の定めるところによる。
一 廃置分合に因り一の地方団体の区域がそのまま他の地方団体の区域となつたときは、当該廃置分合の期日後は、当該廃置分合前の地方団体に対して交付すべきであつた交付金の額は、当該地方団体の区域が新たに属することとなつた地方団体に交付する。

の区域が分割されたとき、又は境界変更があつたときは、当該施設分合又は境界変更の期日後は、当該施設分合又は境界変更前の地方団体に対し交付すべきであった交付金の額は、総理府令で定めるところにより、施設分合若しくは境界変更に係る区域又は境界変更に係る区域を基礎とした当該地方団体の区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ昭和二十五年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対し交付すべきであつた交付金の額にあん分し、当該あん分した額を施設分合若しくは境界変更に係る区域が属することとなつた地方団体又は境界変更に係る区域が属していた地方団体に対し、それぞれ交付する。

(地方財政平衝交付金制度に関する法律)

(地方財政平衡交付金制度に関する法律との関係)
第六條 この法律の規定によつて交付した交付金は、地方財政平衡交付金制度に関する法律が制定施行された後ににおいては、その法律の規定により交付すべき地方財政平衡交付金の一部となるものとす

**第七條 地方財政平衡交付金制度に
關する法律が制定施行された後に
昭和二十五年度分として各地方團
體に交付すべき交付金の額が決定
された場合において、この法律の
規定により既に交付した交付金の
額がその決定額をこえる地方團體
があるときは、その地方團體は、
その超過額を、遅滞なく、國に還
付しなければならない。**

2. 地方配付税法（昭和二十三年法律第百十一号）の規定及び義務教育費負担法（昭和十五年法律第二十二号）の規定は、昭和二十五年度においては、地方財政平衝交付金制度に関する法律が制定施行されるまでの間は、適用しない。

○岡本義祐君　只今議題となりました
地方財政平衛交付金一部概算交付暫定
措置法案について、委員会における審
議の経過及び結果を御報告申上げま
す。

しておるのであります。しかし、地方財政平衡交付金法案につきましては、未だ国において議決を見るに至っていないのであります。而も他方、従来の地方政府税法に基く地方配付税並びに国庫負担金又は国庫補助金との合算額を基準とし、市町村にあつては昨年度の市町村配付税の第一種から第四種までの配付額の創設に伴い、廢止される国庫負担金又は国庫補助金との合算額を基準とし、市町村にあつては昨年度の市町村配付税の第一種から第四種までの配付額を予定し、これを停止し、又は大幅に削減を行いましたため、地方団体に対しましては、国庫支出金の額も文書で減少し、又税制改革に関連して現行地方税法に基く地方税の徵収は、その大部分の徵収を停止せられておる現状であります。これがため地方団体におきましては、年度当初において予定の收入を得られないでの歳計現金に著しい不足を告げ、財政経理に重大なる支障を来たしておる現状にあるのであります。よつて地方財政平衛交付金法が制定施行されるまでの間の暫定措置として、国の予算に計上されておりまする地方財政平衛交付金の一部を、この四月中に地方団体に対しその必要な財政資金に充てるため概算交付する必要がありますので、この法案の提出を見ると至つたというのであります。

次に法案の内容の概略について申上げますと、第一に四月中において地方団体に対し概算交付することのできる額は、道府県分として百十九億円、市町村分として八十一億円、即ち合計二百億円といったしておることであります。

第二に、各地方団体に対する交付金の額の算定方法について規定しております。即ち道府県にあつては昨年度の道府県配付税の第一種から第四種までの配付額と、地方財政平衛交付金制度の創設に伴い、廢止される国庫負担金又は国庫補助金との合算額を基準とし、市町村にあつては昨年度の市町村配付税の第一種から第四種までの配付

額を基準として、それべく算定するこ
とにいたしておるのであります。而し
て交付金の額の決定に当りますは、
今回の地方税制の改革により、各地方
団体の税収入の額は昨年度に比し相当
変動を予想されますので、本年度の地
方税の収入見込額の状況により、特に
必要があると認められる地方団体につ
いては適宜調整を加えることいたし
ております。

第三に、昨日国会に提出されました
地方財政平衡交付金法案との関係につ
きましては、今回の措置により概算交
付いたします交付金は、地方財政平衡
交付金法が制定施行された後は、それ
に基く地方財政平衡交付金の一部とな
るものであります。

第四に、地方財政平衡交付金法案に
基く本年度の各地方団体に対する交付
金の額の決定した場合において、その
決定額と本法案に基く概算交付額との
関係につきましては、概算交付額が決
定額を超過いたしましたときは、その
超過額を国に還付することといたして
おります。最後に地方配付税法及び義
務教育費国庫負担法の規定は地方財政
平衡交付金法が成立施行されますま
での間は、これを適用しないことにい
たしております。

委員会におきましては慎重審議をい
たしまして、各委員より熱心なる質疑
がございましたが、これは速記録によ
つて御了承願うことにいたしたいと思
います。

かくて質疑を終了し、討論採決いた
しましたところ、全会一致を以て可決
すべきものと決定いたしました。以上
案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな
ければ、これより本案の採決をいたし
ます。本案全部を問題に供します。本
題報告申上げます。

<p>○議長(佐藤尚武君) 権員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。</p>	<p>○議員(佐藤尚武君) 権員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。</p>
<p>○議長(佐藤尚武君) 日程第五、文化財保護法案(山本勇造君外十七名発議)を議題といたします。先づ委員長の報告を求めます。文部委員長 山本勇造君。</p>	<p>(審査報告書は都合により最終。号附録に掲載)</p>
<p>右成規により発議する。</p>	<p>文化財保護法案</p>
<p>昭和十五年四月二十二日</p>	<p>発議者</p>
<p>山本 勇造 岡崎 真一 若木 勝藏 大隈 信幸 岩本 月洲 星 一 木内キヤウ 梅原 真隆 藤田 芳雄 西田 天香 河崎 ナツ 堀越 嶽郎 河野 正夫 三島 通陽 小野 光洋 來馬 琢道 左藤 義詮 鈴木 憲一 参議院議長佐藤尚武殿</p>	<p>文化財保護法</p>

第一款 指定（第二十一条）	第二十九條
第二款 管理（第三十條）	三十四條
第三款 保護（第三十五條）	第四十七條
第四款 公開（第四十八條）	第五十三條
第五款 調査（第五十四條）	第五十五條
第六款 雜則（第五十六條）	重要文化財以外の有形文化財（第五十七條）
第七款 埋蔵文化財（第五十八條）	七條 第六十五條
第二節 有形文化財に関する技術的指導（第六十九條）	六十九條 第八十四條
第一章 總則（第一百三十二條）	補則（第八十五條—第一百五條）
第二章 税則（第一百三十一條）	罰則（第一百六條—第一百二十條）
第三章 附則（第一百三十二條）	無形文化財（第六十七條）
第四章 第五章 第六章 第七章	史跡名勝天然記念物（第六十八條）
（この法律の目的）	（この法律的目的）

法律の定めるところにより相当額の給與を受ける。

(会議)

第十四條 委員会は、委員長が招集する。二人以上の委員から請求があるときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことがで

きない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会規則)

第十五條 委員長は、この法律の執行に關し必要な事項について、委員会の議決を経て、委員会規則を定めることができる。

2 委員会規則は、官報で公布す。

第一節 事務局

(事務局の内部組織)

第十六條 委員会に、その所掌事務を遂行するため、国家行政組織法第七條第四項の規定に従い、事務局を置き、事務局に、その内部組織として総務部及び保存部を置

(総務部の所掌事務)

第十七條 総務部においては、委員会を補助するため、その所掌事務に関し左の事務をつかさどる。

一 機密に關すること。
二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに厚生教養及び訓練に關すること。
三 委員長の官印及び委員会印を管掌すること。
四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 会計及び会計の監査に關すること。
六 行政財産及び物品を管理すること。
七 行政の考査に關すること。
八 法令案の審査に關すること。
九 委員会及び文化財専門審議会の会議に關すること。

六 行政財産及び物品を管理する。

七 行政の考査に關すること。

八 法令案の審査に關すること。

九 委員会及び文化財専門審議会の会議に關すること。

十 重要文化財の出品又は公開の命令、勧告及び承認に關すること。

十一 出品され、又は管理の委託を受けた重要文化財の管理(滅失又はき損の防止の措置を除く)に関すること。

十二 重要文化財の買取に関すること。

十三 出品に關する給與金、埋蔵文化財の発見に対する報償金及び埋蔵文化財の譲與及び譲渡に關すること。

十四 無形文化財についての資材のあつ旋その他の助成に関すること。

十五 無形文化財の公開の命令及び承認に關すること。

十六 文化財についての補助、費用負担及び損害補償に関すること。

十七 前各号に掲げるものの外、委員会の所掌事務で保存部の所掌に屬さない事務に關すること。

(保存部の所掌事務)

第十八條 保存部においては、委員会を補助するため、左の事務をつかさどる。

一 文化財に關すること。

二 文化財の管理に關する権限を有する命令、勧告、指示及び権限の選定

三 国宝の修理及び滅失又はき損の防止の措置の施行

四 重要文化財の現状変更及び輸出の許可及び許可の権限の都道府県の教育委員会への委任

五 重要文化財の環境保全のための許可及び許可の権限の都道府県の教育委員会への委任

六 重要文化財の買取

七 埋蔵文化財の発掘の施行又は史跡名勝天然記念物の指定及び

八 附度の措置を講すべき無形文化財の選定

九 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及び

四 重要文化財の現状変更、輸出のこと。

及び所有者以外の者による公開の許可並びに環境保全のためにする行為の制限、禁止及び必要な施設の命令に關すること。

十 重要文化財の発掘の禁止、停止及び中止の命令に關すること。

十一 重要文化財の出品又は公開の命令、勧告及び承認に關すこと。

十二 重要文化財の発掘の禁止、停止及び必要な施設の命令に關すること。

十三 重要文化財の発掘の施行に關すること。

十四 重要文化財の発掘の施行に關すること。

十五 重要文化財の発掘の施行に關すること。

十六 重要文化財の発掘の施行に關すること。

十七 重要文化財の発掘の施行に關すること。

十八 重要文化財の発掘の施行に關すること。

十九 重要文化財の発掘の施行に關すること。

二十 重要文化財の発掘の施行に關すること。

二十一 重要文化財の発掘の施行に關すること。

二十二 重要文化財の発掘の施行に關すること。

二十三 重要文化財の発掘の施行に關すること。

二十四 重要文化財の発掘の施行に關すること。

二十五 重要文化財の発掘の施行に關すること。

二十六 重要文化財の発掘の施行に關すること。

二十七 重要文化財の発掘の施行に關すること。

二十八 重要文化財の発掘の施行に關すること。

二十九 重要文化財の発掘の施行に關すること。

三十 重要文化財の発掘の施行に關すること。

三十一 重要文化財の発掘の施行に關すること。

三十二 重要文化財の発掘の施行に關すること。

三十三 重要文化財の発掘の施行に關すること。

三十四 重要文化財の発掘の施行に關すること。

三十五 重要文化財の発掘の施行に關すること。

三十六 重要文化財の発掘の施行に關すること。

三十七 重要文化財の発掘の施行に關すること。

三十八 重要文化財の発掘の施行に關すること。

三十九 重要文化財の発掘の施行に關すること。

四十 重要文化財の発掘の施行に關すること。

四十一 重要文化財の発掘の施行に關すること。

四十二 重要文化財の発掘の施行に關すること。

(事務局長)

第十九條 委員会の事務局に事務局長を置く。事務局長は、委員長の指揮監督を受けて事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

十 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の措置の施行

十一 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

十二 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

十三 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

十四 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

十五 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

十六 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

十七 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

十八 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

十九 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十一 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十二 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十三 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十四 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十五 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十六 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十七 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十八 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十九 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十一 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十二 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十三 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十四 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十五 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十六 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十七 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十八 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十九 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

四十 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

四十一 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

十一 史跡名勝天然記念物の管理又は復旧に関する命令

十二 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

十三 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

十四 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

十五 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

十六 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

十七 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

十八 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

十九 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十一 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十二 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十三 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十四 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十五 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十六 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十七 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十八 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

二十九 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十一 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十二 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十三 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十四 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十五 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十六 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十七 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十八 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

三十九 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

四十 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

四十一 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

四十二 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

四十三 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

四十四 特別史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可及び許可の施設の命令復旧及び滅失、き損又は喪亡の防止の命令に關すること。

(事務局出張所)

第十四條 委員会は、その所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に事務局出張所を設置することができる。その名称、位置、所掌事務の範囲は、委員会規則で定める。

第四節 職員

(職員)

第十五條 委員会に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事務に關する事務については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところによる。

第一節 重要文化財

(指定)

第十七條 委員会は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 委員会は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の罕たるものと國宝に指定することができる。

(告示及び指定書の交付)

第二十八條 前條の規定による指定をしたときは、委員会は、その旨を官報で告示し、且つ、國宝又は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

3 第一項の規定により國宝の指定書を受けたときは、所有者は、二十日以内に國宝に指定された重要文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

3 前項の規定により管理責任者を委員会規則の定める事項選任したときは、所有者は、二十日以内に國宝に指定された重要文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

(解除)

第二十九條 國宝又は重要文化財が國宝又は重要文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、委員会は、國宝又は重要文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定により指定を解除したときは、委員会は、その旨を官報で告示し、且つ、所有者に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けたときは、所有者は、二十日以内に指定書を委員会に返付しなければならない。

4 第一項の規定により國宝の指定を解除した場合において当該有形文化財につき重要文化財の指定を解除しないときは、委員会は、直ちに重要文化財の指定書を所有者に交付しなければならない。

第二款 管理

(管理方法の指示)

第三十条 委員会は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関する必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基いて発する委員会規則及び委員会の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適當な者をもつぱり自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者(以下「管理責任者」といふ。)に選任するこ

とができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、二十日以内に國宝に指定された重要文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

(所在の変更)

第三十四条 重要文化財の所在の場所を変更したときは、重要文化財の所有者(第三十一條の規定により管理責任者を定めてある場合も同様とする。

2 第二項の規定による管理責任者には、第一項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に

対し交付された指定書を添えて、二十日以内に委員会に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、前條の規定による管理責任者を変更したときは、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に委員会に届け出なければならない。

3 重要文化財の所有者は、前條の規定による管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に委員会に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

2 前項の補助金を交付する場合には、委員会は、その補助の條件として管理又は修理に關し必要な事項を指示することができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要な文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に關する命令又は勸告)

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、又は、損する虞があると認めるときは、委員会は、所有者又は第三十一條の規定による管理責任者に

対し、重要文化財の管理をする者(選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存・施設の整備等の措置を命令し、又は勸告することができる。

3 前項の規定により管理責任者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、その事實を知つた日から十日以内に委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせたため、重要文化財の所有者に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、委員会は、その補助の條件として管理又は修理に關し必要な事項を指示することができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要な文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(修理に關する命令又は勸告)

第三十七条 委員会は、國庫がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は第三十一條の規定による管理責任者に対し、その修理について必要な命令又は勸告をすることができる。

2 委員会は、國庫以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は第三十一條の規定による管理責任者に対し、その修理について必要な命令又は勸告をすることができる。

3 委員会は、國庫の負担とすることができる。

2 前項の規定による修理のために要する費用は、委員会規則の定めるところにより、その全部又は一部を

3 前項の規定による修理のために要する費用は、委員会規則の規定による修理のための費用の全部又は一部を

4 前項の規定により國庫が費用の全部又は一部を負担する場合に

3 前項の規定による修理のために要する費用は、委員会規則の規定による修理のための費用の全部又は一部を

2 前項の規定による命令又は勸告に基いてする措置のために要する費用は、委員会規則の定めるところにより、その全部又は一部を國庫の負担とすることができます。

3 前項の規定により國庫が費用の全部又は一部を負担する場合に

2 前項の規定による修理のために要する費用は、委員会規則の定めるところにより、その全部又は一部を

3 前項の規定による修理のために要する費用は、委員会規則の規定による修理のための費用の全部又は一部を

4 前項の規定により國庫が費用の全部又は一部を負担する場合に

の所有者に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館その他の施設において国の行う公開の用に供するため重要文化財を出品するこ

第五十條 第四十八条の規定による
出品のために要する費用は、委員会規則の定める基準により、国庫の負担とする。

2 政府は、第四十八條の規定により出品した所有者に対し、委員会規則の定める基準により、給與金を支給する。

承認したときは、委員会規則の定めるところにより、その公開のために要する費用の全部又は一部を国庫の負担とすることができる。この場合には、第四項及び第五項の規定を適用する。

第五款 調査

(保存のための調査)

(第六款 雜則)
（所有者変更に伴う権利義務の承継）

物館その他の施設において國の行
う公開の用に供するため當該重要
文化財を出品することを命ぜること
ができる。

第五十一條 委員會は、重要文化財の所有者に対し、三箇月以内の期間を限つて、重要な文化財の公開を勧告することができる。

につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者に對し、三箇月以内の期間を限つて、その公開を命ぜることができる。

3 前項の場合には、第四十八条第一項の規定を準用する。
4 委員会は、重要文化財の所有者
に対し、公開及び公開に係る重要
文化財の管理に関する必要な指示を

5 することができる。
重要文化財の所有者又は第三十
一條の規定による管理責任者が前
項の指示に従わない場合には、委
員会は、公開の停止又は中止を命

第四十九條 委員会は、前條の規定
による開示の用に供するため重要文化財を出品したい旨の申出がありた場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。

6 第一項から第四項までの規定による公開のために要する費用は、委員会規則の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

により重要文化財が出品されたときは、第百條に規定する場合を除いて、國立博物館所屬の職員その他の委員会の職員のうちから、その重要文化財の管理の責に任すべき者を定めなければならない。

第五款 調查

第六款 雜則

第六款 雜則
（所有者変更に伴う権利義務の承継）

変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関するこの法律に基いてする委員会の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

**第二節 重要文化財以外の
前項の場合には、旧所有者は、
当該重要文化財の引渡しと同時にそ
の指定書を新所有者に引き渡さな
ければならない。**

第一款 有形文化財
(発掘に關する届出、指示及び命令)

條の規定により史跡に指定せられた土地以外の土地において埋蔵物たる文化財（以下「埋蔵文化財」という。）を発掘しようとするときは、委員会規則の定める事項を記

載した書面をもつて、発掘しよ
とする日は二十日前までに委員会
に届け出なければならぬ。
埋蔵文化財の保護上に必要がある
あると認めるときは、委員会は、

前項の届出に依る延滞文化財の発掘に關し必要な事項を指示し、又はその發掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

² と認めるときは、自ら埋蔵文化財の発掘を施行することができる。
前項の規定により発掘を自ら行しようとするときは、委員会とは、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基く占有者に対し、

3 聽聞においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は証明し、且つ、証拠を提出することができるのである。

4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなくて聽聞に応じなかつたときは、委員会は、聽聞を行わないで第一項に規定する処分又は措置をすることができる。(国に関する特例)

第八十六條 国が重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物に指定されたものを取得し、又は委員会が国有財産法(昭和二十三年法律第十三号)に規定する国有財産(公共福祉用財産を除く。)を重要な文化財若しくは史跡名勝天然記念物に指定する場合においては、同法第十三條の規定にかかわらず、国会の議決を経ることを要しない。その指定を解除する場合も同様とする。

第八十七条 重要文化財又は史跡名勝天然記念物に指定されたものが国有財産に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部大臣が管理する。但し、そのものが同法第三條第二項に規定する行政財産であるとき又は国有林野法(明治三十二年法律第八十五号)に規定する国有林野に属するものであるときは、そのものを管理すべき機関は、文部大臣、関係各省各庁の長(国有財産法第四條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)及び大蔵大臣が協議して定める。

2 前項但書の規定により協議する場合には、文部大臣は、委員会の意見を聞かなければならない。

第八十八條 国の所有に属する有形文化財を国宝又は重要文化財に指定したときは、第二十九條第一項の規定により所有者に交付すべき指定書は、当該有形文化財を管理する各省各庁の長に交付するものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要な文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝又は重要な文化財の指定を解除したときは、第二十九條第二項又は第四項の規定により所有者に對し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝又は重要文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を委員会に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものと特別史跡名勝天然記念物は、史跡名勝天然記念物に指定され、又は指定期間を超過したときは、古墳、旧跡その他の遺跡と認められるものを発見したとき。

4 所管に属する重要な文化財の所在の場所を変更したとき。

5 所管に属する土地において「古墳、旧跡その他の遺跡と認められるものを発見したとき。

2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二條第一項及び同項を準用する第七十五條の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三條及び同項を準用する第七十五條の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四條の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第八十四条の規定を準用する。

3 第九十一條 左に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部大臣を通じ委員会の同意を求めるなければならない。

一 重要な文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。(その維持の措置をする場合を除く。)

2 前項の勧告について、前條第三項の規定を準用する。

3 第一項の規定による委員会の勧告に基いて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部大臣と各省各庁の長が協議して定める。

4 前項の規定により協議する場合には、第八十七條第二項の規定を準用する。

5 第九十三條 委員会は、左の各号の一に該当する場合においては、国

は、当該文化財が文部大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部大臣の所管に属するものであるときは、文部大臣を通じて、その承認を得てなければならぬ。

6 第九十二条 委員会は、必要があると認めるときは、文部大臣を通じ関係各省各庁の長に對し、左に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

7 第九十三条 委員会は、國の所有に属する史跡名勝天然記念物に指定されたものの交付、交換、売却、譲與その他の処分をしようとするとき。

8 第九十四条 委員会は、國の所有に属するものを国宝、重要な文化財、特別史跡名勝天然記念物に指定するに當り、又は國の所有に属する国宝、重要な文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に属する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に對し調査のため必要な報告を求め、又は調査に當る

9 第九十五条 国の所有に属する史跡名勝天然記念物を第七十二條の規定により地方公共団体その他の団体に管理させる場合においては、委員会は、当該史跡名勝天然記念物から生ずる収益を当該地方公共

第八十九條 重要な文化財又は史跡名勝天然記念物に指定されたものを取得し、又は委員会が国有財産法(昭和二十三年法律第十三号)に規定する国有財産(公共福祉用財産を除く。)を重要な文化財若しくは史跡名勝天然記念物に指定する場合においては、同法第十三條の規定にかかわらず、国会の議決を経ることを要しない。その指定を解除する場合も同様とする。

第九十条 前項但書の規定により協議する場合には、文部大臣は、委員会の意見を聞かなければならない。

2 前項但書の規定により協議する場合には、文部大臣は、委員会の意見を聞かなければならない。

3 所管に属する重要な文化財の所在の場所を変更したとき。

4 所管に属する重要な文化財の出

5 第九十二条 委員会は、國の所有に属する史跡名勝天然記念物に指定されたものの交付、交換、売却、譲與その他の処分をしようとするとき。

6 第九十三条 委員会は、國の所有に属するものを国宝、重要な文化財、特別史跡名勝天然記念物に指定するに當り、又は國の所有に属する国宝、重要な文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に属する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に對し調査のため必要な報告を求め、又は調査に當る

7 第九十四条 委員会は、國の所有に属する史跡名勝天然記念物を第七十二條の規定により地方公共団体その他の団体に管理させる場合においては、委員会は、当該史跡名勝天然記念

8 第九十五条 国の所有に属する史跡名勝天然記念物を第七十二條の規定により地方公共団体その他の団体に管理させる場合においては、委員会は、当該史跡名勝天然記念

9 第九十六条 国の所有に属する史跡名勝天然記念物を第七十二條の規定により地方公共団体その他の団体に管理させる場合においては、委員会は、当該史跡名勝天然記念

10 第九十七条 国の所有に属する史跡名勝天然記念物を第七十二條の規定により地方公共団体その他の団体に管理させる場合においては、委員会は、当該史跡名勝天然記念

11 第九十八条 国の所有に属する史跡名勝天然記念物を第七十二條の規定により地方公共団体その他の団体に管理させる場合においては、委員会は、当該史跡名勝天然記念

12 第九十九条 国の所有に属する史跡名勝天然記念物を第七十二條の規定により地方公共団体その他の団体に管理させる場合においては、委員会は、当該史跡名勝天然記念

13 第一百条 国の所有に属する史跡名勝天然記念物を第七十二條の規定により地方公共団体その他の団体に管理させる場合においては、委員会は、当該史跡名勝天然記念

14 第一百一条 国の所有に属する史跡名勝天然記念物を第七十二條の規定により地方公共団体その他の団体に管理させる場合においては、委員会は、当該史跡名勝天然記念

15 第一百二条 国の所有に属する史跡名勝天然記念物を第七十二條の規定により地方公共団体その他の団体に管理させる場合においては、委員会は、当該史跡名勝天然記念

団体その他の団体に帰属させることができる。

第九十六条 委員会は、第五十八条

第一項の規定により自ら埋蔵文化財の発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しよう

とする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部大臣を通じ関係各省各厅の長と協議しなければならない。但し、当該各省各厅の長が文部大臣であるときは、その承認を受けるべきものとす。

第九十七条 第六十三条の規定により国庫に帰属した埋蔵文化財は、委員会が管理する。但し、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

第九十八条 国の所有に属する重要な文化財又は史跡名勝天然記念物については、第三十條から第三十四條まで、第三十六條から第四十一條まで、第四十三條、第四十四條、第四十八條から第五十二條ま

で、第五十四条、第五十五条、第七十四条から第七十九条まで、第八十条及び第八十二条から第八十四條までの規定は、適用しない。

2 国に對しては、第四十五条第一項中施設の命令に關する部分、同

第二項及び第三項、第八十一条

第一項の規定に關する部分並びに同様第二項及び第三項の規

定は、適用しない。

3 第五十九条第一項の規定により國庫文化財の発掘を施行する土地が國の所有に属し、又は國の機

の占有するものである場合には、

同條第二項の規定及び同條第三項

中第四十一條の規定を準用する部

分は、國に對しては、適用しな

(帰属の委任)

第九十九条 委員会は、必要があると認めるときは、左に掲げる委員会の権限の一部を都道府県の教育委員会に委任することができる。

一 第三十五條第三項(第三十六條第三項、第三十七條第四項、第六十七條第二項、第七十二条

第六項、第七十四条第三項、第七十六条第一項及び第七十七条第一項

第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督の規定

二 第四十三条(第八十一条第二項

で準用する場合を含む。)の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消を除く。)

三 第五十五条第五項(同條第七項並びに第六十九條第二項及び第三項で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令

四 第五十三条の規定による公開の許可及びその取消並びに公開の停止命令

五 第五十四条、第五十五条、第八十二条又は第八十三条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第五十七条第二項の規定によ

る調査若しくは調査のため必要な措置を行う場合には、第八十五条

の規定を準用する。

(出品された重要文化財の管理の委任)

第一百條 委員会は、必要があると認めるときは、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五条第二項の市の教育委員会に対し第四十九條の規定

により出品された重要文化財の管理の事務を委任することができ

る。

2 前項の規定による委任を受けた場合には、都道府県又は前項に規定する市の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならぬ。

(修理等の施行の委託)

第一百一條 委員会は、必要があると認めるとときは、第三十八條第一項又は第九十三条の規定による国宝の修理又は減失若しくはき損の防止の措置の施行、第五十八条第一項の規定による埋蔵文化財の発掘の施行及び第七十八条第一項又は第九十三条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、損失若しくは喪失の防止の措置の施行及び第七十八条第一項又は第九十三条の規定による文化財に關する命令、勸告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由して行なわれる。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを委員会に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に關し委員会が發する命令、勸告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

2 前項に規定する者が當該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の徴収若しくは禁ご又は二万円以下の罰金若しくは科料に処する。

項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行なう場合に

は、國庫の負担とする。

(地方公共団体の補助)

第一百五條 地方公共団体は、地方自

治法第二百三十一條の規定により

文化財の管理、修理、復旧その他

保存に要する経費につき補助する

ことができる。

2 前項の規定により補助したとき

は、当該地方公共団体は、委員会にその補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につ

指導を受けることができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定により管理又は修理の委託を受けた場合には、都道府県又は前項に規定する市の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならぬ。

(修理等の経由)

第一百二條 都道府県の教育委員会は、必要があると認めるとときは、第三十九條の規定を受けた場合には、第三十九條の規定を準用する。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定により管理又は修理の委託を受けた場合には、都道府県又は前項に規定する市の教育委員会を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを委員会に送付しなければならない。

2 前項に規定する者が當該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の徴収若しくは禁ご又は二万円以下の罰金若しくは科料に処する。

事務を処理するために要する経費

は、國庫の負担とする。

(地方公共団体の補助)

第一百五條 地方公共団体は、地方自

治法第二百三十一條の規定により

文化財の管理、修理、復旧その他

保存に要する経費につき補助する

ことができる。

2 前項の規定により補助したとき

は、当該地方公共団体は、委員会にその補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につ

指導を受けることができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定により管理又は修理の委託を受けた場合には、都道府県又は前項に規定する市の教育委員会を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを委員会に送付しなければならない。

2 前項に規定する者が當該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の徴収若しくは禁ご又は二万円以下の罰金若しくは科料に処する。

跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、又は裏付するに至らしめたときは、二万五千円以下の過料に処する。

第一百九條 左の各号の一に該当する者は、二万五千円以下の過料に処する。

正當な理由がなくて、第三十

六條第一項又は第三十七條第一項の規定による重要文化財の管

理又は修理に関する委員会の命

令に従わなかつた者

二 第四十三條の規定に違反し

て、委員会若しくは都道府県の

教育委員会の許可を受けず、若

しくはその許可の條件に従わな

いで重要文化財の現状を変更

し、又は委員会若しくは都道府

県の教育委員会の現状変更の停

止の命令に従わなかつた者

三 正當な理由がなくて、第七十

六條第一項又は第七十七條第一

項の規定による史跡名勝天然記

念物の管理又は復旧に関する委

員会の命令に従わなかつた者

四 第八十條の規定に違反して、

委員会又は都道府県の教育委員

会の許可を受けず、若しくはそ

の許可の條件に従わないので史跡

五 第七十八條の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は

教育委員会の許可を受けず、若

しくはその許可の條件に従わな

いで重要文化財を八崩し、又は

委員会若しくは都道府県の教育委員会の公開の停止の命令に従わなかつた者

六 正當な理由がなくて、第八十

一條第一項の規定による制限若

しくは禁止又は施設の命令に違

反した者

七 正當な理由がなくて、第七十

二條第一項の規定による埋蔵

文化財の発掘の施行を拒み、又

は妨げた者

八 第三十一條第三項(第七十四

條第三項で準用する場合を含む)の規定を適用する。

第一百一十二條 法人の代表者又は法人

(兩罰規定)

第六条第一項の規定による制限若

しくは禁止又は施設の命令に違

反した者

九一四

この法律施行の際現に国宝保存

む)、第三十二条(第七十五条

で準用する場合を含む)、第三

三十三条(第七十五条で準用す

る場合を含む)、第三十四条、

第五十七条第一項又は第八十四

條の規定に違反して、届出をせ

ず、又は虚偽の届出をした者

三 第四十六條の規定に違反し

て、委員会に因に対する壳渡の申出をせず、若しくは申出をし

た後同様第三項に規定する期間

内に、國以外の者に重要な文化財

を譲り渡し、又は同様第一項の

規定による壳渡の申出若しくは

同様但書の規定による承認の申

請につき、虚偽の事實を申し立

てた者

四 第五十三条の規定に違反し

て、委員会若しくは都道府県の

教育委員会の許可を受けず、若

しくはその許可の條件に従わな

いで重要文化財を八崩し、又は

委員会若しくは都道府県の教育

委員会の公開の停止の命令に従

わなかつた者

五 第七十九條の規定による特別

史跡名勝天然記念物の復旧又は

教育委員会の許可を受けず、若

しくはその許可の條件に従わな

いで重要文化財を八崩し、又は

委員会若しくは都道府県の教育

委員会の公開の停止の命令に従

わなかつた者

六 正當な理由がなくて、第八十

一條第一項の規定による制限若

しくは禁止又は施設の命令に違

反した者

七 正當な理由がなくて、第七十

二條第一項の規定による埋蔵

文化財の発掘の施行を拒み、又

は妨げた者

八 第三十一條第三項(第七十四

條第三項で準用する場合を含む)の規定を適用する。

この法律施行の際現に国宝保存

大國宝保存法第一條の規定による

他の從業者がその法人又は人の業

務又は財産の管理に関して第百六

條までの違反行為をしたときは、

その行為者を罰する外、その法人

又は人に対し、各本條の罰金刑又

は過料を科する。但し、法人又は

人の代理人、使用人その他の從業

者の当該違反行為を防止するため

当該業務又は財産の管理に對し相

当の注意及び監督が盡されたこと

の証明があつたときは、その法人

又は人については、この限りでな

い。

附 則

第一百三十二条 この法律施行の期日

は、公布の日から起算して二箇月

をとえない期間内において、政令

で定める。

(関係法令の廃止)

第一百三十三条 この法律施行の期日

は、公布の日から起算して二箇月

をとえない期間内において、政令

で定める。

(重要美術品等の保存に関する法律

及び政令は、廃止する。

国宝保存法(昭和四年法律第十七

号)

重要美術品等の保存に関する法律

(昭和八年法律第四十四号)

国宝保存法施行令(昭和四年勅令

第二百十号)

重要美術品等調査審議会令(昭和

二十四年政令第二百五十一号)

史跡名勝天然記念物保存法施行令

(大正八年勅令第四百九十九号)

和二十四年政令第二百五十二号)

4 この法律施行前にした行為の处罚については、国宝保存法は、第六條及び第二十三條の規定を除く。

5 この法律施行前にした行為の处罚については、国宝保存法は、第六條及び第二十三條の規定を除く。

6 第四項の規定による届出をしなければならない。

7 前項の規定による届出があつたときは、委員会は、当該所有者に

この法律施行後二箇月以内に委員

会に届け出なければならない。

8 この法律施行の際現に国宝保存

大國宝保存法第一條の規定による

他の從業者がその法人又は人の業

務又は財産の管理に関して第百六

條までの違反行為をしたときは、

その行為者を罰する外、その法人

又は人に対し、各本條の罰金刑又

は過料を科する。但し、法人又は

人の代理人、使用人その他の從業

者の当該違反行為を防止するため

当該業務又は財産の管理に對し相

当の注意及び監督が盡されたこと

の証明があつたときは、その法人

又は人については、この限りでな

い。

(国有財産法の一部改正)

第一百一十七条 国有財産法の一部を次のように改正する。

第三條第二項第二号中「国宝」の下に「その他の重要文化財」を加える。

(屋外広告物法の一部改正)

第一百一十八条 屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

(第四條第一項第三号を次のように改める。)

三 文化財保護法(昭和二十五年法律第一号)第二十七条の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域及び同法第六十九條又は第七十一条の規定により指定され、又は仮指定された地域

四号とし、以下「号すつ繰り上げる。」

(教育委員会法の一部改正)

第一百一十九條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十条第六号を次のよう改める。

六 文化財保護法(昭和二十五年法律第一号)及び重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第百四十三号)の一部を次のように改める。

(教育委員会法の一部改正)

第一百一十九條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改める。

第五十条第六号を次のよう改める。

六 文化財保護法(昭和二十五年法律第一号)及び重要美術品等の保存に関する法律(昭和八年法律第百四十三号)の施行に關すること。

(資源税法の一部改正)

第五十条第一項第四号を次のように改める。

四 文化財保護法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改める。

年法律第一号の規定によ

り國宝若しくは重要文化財、特別史跡若しくは史跡、特別天然記念物若しくは天然記念物として指定され、若しくは仮指定され、又は重要美術品等の保存に關する法律(昭和八年法律第四十三号)第二條第一項の規定により認定されたもの

(地方税法の一部改正)

第一百三十一條 地方税法(昭和二十二年法律第一号)の一部を次のように改める。

七 文化財保護法(昭和二十二年法律第一号)の規定によ

りて國宝若しくは重要文化財、特別史跡若しくは史跡、特別天然記念物若しくは天然記念物として指

定され、若しくは仮指定され、又は重要美術品等の保存

に関する法律(昭和八年法律第四十三号)第二條第一項の規定によつて認定された家屋及びその敷地たる土地

第三百四十八條第二項第七号を

年法律第一号の規定によ

りて國宝若しくは重要文化財、特別史跡若しくは史跡、特別天然記念物若しくは天然記念物として指

定され、若しくは仮指定さ

れ、又は重要美術品等の保存

に関する法律(昭和八年法律第四十三号)第二條第一項の規定によつて認定された家屋及びその敷地たる土地

○山本勇造君登壇、拍手

〔山本勇造君登壇、拍手〕

○山本勇造君登壇、拍手

〔山本勇造君登壇、拍手〕

このことが実は今まで余り実現しておら

ないのです。渡米された議員の方々は、あちらの実情を御覽になり又は実じて御観するといふよなわけでも、実際に歎かわしい状態になつておる所であります。若しこのままでありますなら、上はそれを築き上げたところの祖先に対し、下はこれを愛護すべくして、その結果今のようなことを希望されたのであると存じます。

この大きな法案であり、而もこの種類の法案は世界にも殆んど類例を見ない所であります。この法案は百三十條に成し本日ここに上程される運びとなりましたことは、国会の在り方を示す上において一つの役目を果すものと私は信ずるものでござります。

先づ提案の理由を申上げます。敗戦後から實体を伴つておらないところの空き地を新らしい文化の向上を図るよう努めなければなりません。それには分れになつておられますところの行政機構を統一し法規を整える必要があり

ますので、ここにこの法案を作成し提出をした次第でござります。そこでこの法案の中に文化財保護法案要綱と

は速記録の中に文化財保護法案要綱といふものを掲げて置きましたから、それをによつて御覧を願うことにいたしましたのであります。ここには「三主

要」のあります。第一は建造物、美術工芸品、古文書、民俗資料、考古資料等であります。第二は演劇、音楽、工芸技術等であります。第三は美術上藝術上

の価値の高いものでなくしてはなりません。これを有形文化財と名付けます。

筆蹟、古文書、民俗資料、考古資料等であります。第三は美術上藝術上

の価値の高いものでなくしてはなりません。これを無形文化財と名付けます。この間の戦争以来これらに對する保護、修理、管理等が行届かなかつたた

まつて、これも歴史上、藝術上価値の高いもの、そろしてこれを無形文化財と申します。三は史蹟、名勝及び天然記念物等であります。これらのうち國

が國は不思議といつていいくらい古い文化財がよく保存されておるのであります。この点に関しましては、世界の先進国に對しましても決してひけを取らないのであります。ところがそういう

文化財がよく保存されておるのであります。この点に関しましては、世界の先進国に對しましても決してひけを取らないのであります。ところがそういう

文化財がよく保存されておるのであります。この点に関しましては、世界の先進国に對しましても決してひけを取らないのであります。ところがそういう

文化財がよく保存されておるのであります。この点に関しましては、世界の先進国に對しましても決してひけを取らないのであります。ところがそういう

たときは、それぞれ建設大臣又は免許を與えた都道府県知事は、免許を取消さなければならぬ。第七條第二号に該当するに至つたとき、又は本人から免許取消の申請があつたときも同様とする。

(懲戒) 第十條 一級建築士又は二級建築士がその業務に関して不誠実な行為をしたとき、又は第八條の各号の一に該当するに至つたときは、それぞれ建設大臣又は免許を與えた都道府県知事は、戒告を與え、一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又は免許を取消すことができる。

建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止又は免許の取消をしようとするときは、あらかじめ当該一級建築士又は二級建築士について聽聞を行ひ、なお必要があるときは、参考人の意見を聽かなければならぬ。但し、当該一級建築士又は二級建築士が正当な理由がなくて聽聞に応じないときは、聽聞を行わないと處分をすることができる。

建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定により、業務の停止又は免許の取消をしようとするときは、それぞれ建設大臣又は都道府県知事が行う。

(試験の施行) 第十二條 一級建築士試験及び二級建築士試験は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能について行う。

(試験の受験資格) 第十三條 一級建築士試験又は二級建築士試験は、毎年少くとも一回、それぞれ建設大臣又は都道府県知事が行う。

(試験の実施) 第十四條 一級建築士試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による専門学校において、正規の建築による大学において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関する二年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による短期大学又は土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関する二年以上の実務の経験を有する者

三 都道府県知事が前各号と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

四 建築に関する七年以上の実務の経験を有する者

(受験手数料) 第十五條 一級建築士試験又は二級建築士試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、それぞれ受験手数料を国庫又は都道府県に納入しなければならない。

(省令及び都道府県規則への委任) 第十六條 この章に規定するものの第一項の規定により、業務の停止又は免許の取消をしようとするときは、それぞれ中央建築士審議会又は都道府県建築士審議会の同意を得なければならない。

(省令及び都道府県規則への委任) 第十一條 この章に規定するものの外、一級建築士又は二級建築士の免許の申請、登録の訂正及び抹消、免許証の交付、再交付及び返納並びに住所の届出に関する必要な手続は、それぞれ建設省令又は都道府県規則で定める。

第三章 試験

(試験の内容) 第十二條 一級建築士試験及び二級建築士試験は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施) 第十三條 一級建築士試験又は二級建築士試験は、毎年少くとも一回、それぞれ建設大臣又は都道府県知事が行う。

(試験の受験資格) 第十四條 一級建築士試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法による大学、旧大学令による専門学校において、正規の建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関する課程を修めて卒業した者でなければならない。

二 二級建築士は、一級建築士又は二級建築士に紛らわしい名称を用いてはならない。

三 二級建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

四 在い、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関する課程を修めて卒業した者でなければならない。

五 建築士事務所

(建築士事務所の届出) 第二十二条 建築士でない者は、建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

六 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

七 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

八 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

九 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

十 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

十一 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

十二 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

十三 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

十四 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

十五 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

十六 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

十七 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

十八 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

十九 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

二十 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

二十一 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

二十二 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

二十三 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

二十四 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

二十五 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

二十六 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

二十七 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

二十八 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

二十九 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

三十 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

三十一 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

三十二 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

三十三 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

三十四 建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を與え、もし工事施工者がこれに報告しなければならない。

(名称の使用禁止) 第二十二条 建築士でない者は、建築士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(建築士事務所の届出) 第二十三条 建築士又は二級建築士が、他人の求めに応じ報酬を得て設計又は工事監督を行って事業としているときは、事業所(以下「建築士事務所」という。)を定めて、その所在地の都道府県知事に、それぞれ一級建築士事務所又は二級建築士事務所の開設の届出をしなければならない。法人であるときは、一級建築士又は二級建築士を使用して、設計又は工事監督を行って、その設計図書の一部を変更したことによって、その設計図書の一部を変更することなどができる。

(建築士事務所の管理) 第二十四条 一級建築士事務所は、専任の一級建築士が管理し、二級建築士事務所は、専任の二級建築士が管理しなければならない。

(建築士事務所の管理) 第二十五条 建築士は、中央建築士事務所の開設者がその業務に関する請求することのできる報酬の基準を定め、これを報告することができる。

(建築士事務所の管理) 第二十六条 都道府県知事は、建築士事務所が左の各号の一に該当す

道府県知事が、それぞれ関係各官の職員及び学識経験のある者のうちから命じ、又は委嘱する。

一級建築士選考委員又は二級建築士選考委員は、それぞれ第二項又は第三項の選考を行うにあたつて、必要と認める場合においては、考査を行うことができる。

第三十三條及び第三十六條第二号の規定は、一級建築士選考委員、二級建築士選考委員その他一級建築士又は二級建築士の選考又は考査の事務をつかさどる者には、これを適用する。

第二項又は第三項の選考を受けようとする者は、政令の定めるところにより、それぞれ選考手数料を国庫又は都道府県に納入しなければならない。

一級建築士選考委員に関して必要な事項は、政令で定める。

9 第二項又は第三項の選考を受けようとする者は、政令の定めるところにより、それぞれ選考手数料を国庫又は都道府県に納入しなければならない。

10 一級建築士選考委員に関して必要な事項は、政令で定める。

11 第二項又は第三項の選考及び第七項の考査の基準は、建設大臣が告示する。

12 昭和二十五年においては、第十一条の規定にかかわらず、一級建築士試験及び二級建築士試験は行わない。

13 中央建築士審議会及び都道府県建築士審議会の委員を最初に命じ、又は委嘱する場合においては、建設士の免許を受けた者がないときは、第二十九條第二項の規定にかかるわらず、関係各官の職員及び学識経験のある者のうちから、これを任命し、又は委嘱することがで

きる。建設省設置法（昭和二十三年法律百三十二号）の一部を次のよう改正する。
第十條の表中測量審議会の項の次に次の二項を加える。

14 建設省設置法（昭和二十三年法律百三十二号）の一部を次のよう改正する。

一、本制度のために工事を遅延せしめることとならぬか、実際に必要な数の建築士が得られるか。二、建築士の報酬は何種か、これがために工事費の増嵩を來す結果となるか。三、旧来多年建築の経験を有する多くの人々に対する措置と、その資格選考基準。四、受験選考資格において建築と土木を同一に取扱うことの可否、建築の実務の範囲。五、建築士審議会委員及び試験選考委員を実際に選ぶ範囲等に関するものであります。

かくて質疑を終了、討論に入りましたところ、本法案は建築向上のために必要と考へる。併しながら多年経験のみに頼つて来た者もあり、当分の間は本法運用に不十分な事実が現われることを免れぬであろう。これに対しても養成、訓練の方針等が講ぜられることを期待するとの質成意見があり、次に、外國の建築士免許を受けた者に対する認定については、気候風土を異にし、各種の災害の多い我が国においては、厳格なる資格を以て免許すべしとの意見がありました。かくて採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。（以上御報告申上げます。）

○議長（佐藤尚武君） 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたしました。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月十五日

衆議院議長 紫原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

国会閉会中委員会が審査を行ふ場合の委員の手当に關する法律の一部を改正する法律案

右の委員の手当に關する法律の一部を改正する法律案

この法律は、昭和二十五年五月三日から施行する。

〔竹下豊次君登壇、拍手〕

この法律は、昭和二十五年五月三日から施行する。

〔日額三百円〕を日額七百五十円に改める。

〔竹下豊次君登壇、拍手〕

この法律は、昭和二十五年五月三日から施行する。

十一 先ず委員長の報告を求めます。議院運営委員長竹下豊次君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

国会閉会中委員会が審査を行ふ場合の委員の手当に關する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十五年四月十五日

衆議院議長 紫原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

国会閉会中委員会が審査を行ふ場合の委員の手当に關する法律の一部を改正する法律案

右の一部を改正する法律案

二十二年法律第八十九号）の一部を改正する。

〔総員起立〕

この一部を改正する法律案

二十二年法律第八十九号）の一部を改正する。

十二 先ず委員長の報告を求めます。議院運営委員長竹下豊次君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

国会閉会中委員会が審査を行ふ場合の委員の手当に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年四月二十二日

衆議院議長 佐藤尚武殿

参議院議長 佐藤尚武殿

の規定の適用については、日本に帰化した者とみなす。この法律の施行前日本国民の養子又は入夫となつた者も、また、同様である。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

昭和二十五年四月十五日

衆議院議長 繁原宣重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

国籍法の施行に伴う戸籍法の一部

を改正する等の法律案

国籍法の施行に伴う戸籍法の一
部を改正する等の法律

第一條 戸籍法（昭和二十一年法律第二百二十四号）の一部を次のよう改定する。

第一百二條 第百二條から第百六條までを次のように改める。

第一條 戸籍法（昭和二十一年法律第二百二十四号）の一部を次のよう改定する。

第一百二條 戸籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案

を添附して、これをしなければならない。

届書には、左の事項を記載し

なければならない。

思を表示しようとするとときは、

第五十二条第一項又は第二項に

規定する出生届出義務者は、出

生の日から十四日以内に、出生

の届出とともにその旨を届け出

なければならない。

天災その他前項の出生届出義

務者の責に帰することのできない

事由によつて同項の期間内に

届出することができないとき

は、その期間は、届出をするこ

とができるに至つた時からこれ

を起算する。

第五十五条 官庁又は公署がその職

務上戸籍を喪失した者があるこ

とを知つたときは、遅滞なく本

籍地の市町村長に、戸籍喪失を

証すべき書面を添附して、戸籍

喪失の報告をしなければならな

い。

報告書には、左の事項を記載し

なければならない。

一 婚化をした者の原戸籍

二 告示の年月日

三 配偶者があるときは、その

氏名及び戸籍若し、日本の

戸籍を有するときは、本籍

四 父母の氏名及び戸籍若

し、日本の戸籍を有すると

きは、本籍

第五十三条 戸籍喪失の届出は、配偶者又は四親等内の親族が、その事実を知つた日から一箇月以内に、戸籍喪失を証すべき書面

1 この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。

2 この法律の施行前ににおける国籍案による手続により民事の取扱いは、改定の効力を二年間に限定して

最高裁判所の事務分担の調節を図るう

とするのが本法律案の意図するところ

でございます。御承知の通りすでに刑

事事件につきましては、昨年一月一日か

ら施行されました新刑法事訴訟法によ

り、最高裁判所への上訴範囲を憲法違

反、判例抵触及び法令の解釈につきま

して、委員会におきまして審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

○宮城タマヨ君登壇、拍手

この法律の施行前ににおける国籍案による手続により民事の取扱いは、改定の効力を二年間に限定して

最高裁判所の事務分担の調節を図るう

とするのが本法律案の意図するところ

でございます。御承知の通りすでに刑

事事件につきましては、昨年一月一日か

ら施行されました新刑法事訴訟法によ

り、最高裁判所への上訴範囲を憲法違

反、判例抵触及び法令の解釈につきま

して、委員会におきまして審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

大に国籍法案及び戸籍法の施行に伴

う戸籍法の一部を改定する等の法律案

をもつて可決すべきものと決定いたし

たのでござります。尙詳細につきましては

速記録につき御了承願ひことにいたし

まして、以上大要御報告申上げます。

○宮城タマヨ君登壇、拍手

この法律の施行前ににおける国籍案による手続により民事の取扱いは、改定の効力を二年間に限定して

最高裁判所の事務分担の調節を図るう

とするのが本法律案の意図するところ

でございます。御承知の通りすでに刑

事事件につきましては、昨年一月一日か

ら施行されました新刑法事訴訟法によ

り、最高裁判所への上訴範囲を憲法違

反、判例抵触及び法令の解釈につきま

して、委員会におきまして審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

大に国籍法案及び戸籍法の施行に伴

う戸籍法の一部を改定する等の法律案

をもつて可決すべきものと決定いたし

たのでござります。尙詳細につきましては

速記録につき御了承願ひことにいたし

まして、以上大要御報告申上げます。

○宮城タマヨ君登壇、拍手

この法律の施行前ににおける国籍案による手続により民事の取扱いは、改定の効力を二年間に限定して

最高裁判所の事務分担の調節を図るう

とするのが本法律案の意図するところ

でございます。御承知の通りすでに刑

事事件につきましては、昨年一月一日か

ら施行されました新刑法事訴訟法によ

り、最高裁判所への上訴範囲を憲法違

反、判例抵触及び法令の解釈につきま

して、委員会におきまして審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

大に国籍法案及び戸籍法の施行に伴

う戸籍法の一部を改定する等の法律案

をもつて可決すべきものと決定いたし

たのでござります。尙詳細につきましては

速記録につき御了承願ひことにいたし

まして、以上大要御報告申上げます。

○宮城タマヨ君登壇、拍手

この法律の施行前ににおける国籍案による手続により民事の取扱いは、改定の効力を二年間に限定して

最高裁判所の事務分担の調節を図るう

とするのが本法律案の意図するところ

でございます。御承知の通りすでに刑

事事件につきましては、昨年一月一日か

ら施行されました新刑法事訴訟法によ

り、最高裁判所への上訴範囲を憲法違

反、判例抵触及び法令の解釈につきま

して、委員会におきまして審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

大に国籍法案及び戸籍法の施行に伴

う戸籍法の一部を改定する等の法律案

をもつて可決すべきものと決定いたし

たのでござります。尙詳細につきましては

速記録につき御了承願ひことにいたし

まして、以上大要御報告申上げます。

の報告を待つて検討することとし、それまでの間本法律による手続により民事の取扱いは、改定の効力を二年間に限定して

最高裁判所の事務分担の調節を図るう

とするのが本法律案の意図するところ

でございます。御承知の通りすでに刑

事事件につきましては、昨年一月一日か

ら施行されました新刑法事訴訟法によ

り、最高裁判所への上訴範囲を憲法違

反、判例抵触及び法令の解釈につきま

して、委員会におきまして審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

大に国籍法案及び戸籍法の施行に伴

う戸籍法の一部を改定する等の法律案

をもつて可決すべきものと決定いたし

たのでござります。尙詳細につきましては

速記録につき御了承願ひことにいたし

まして、以上大要御報告申上げます。

○宮城タマヨ君登壇、拍手

この法律の施行前ににおける国籍案による手続により民事の取扱いは、改定の効力を二年間に限定して

最高裁判所の事務分担の調節を図るう

とするのが本法律案の意図するところ

でございます。御承知の通りすでに刑

事事件につきましては、昨年一月一日か

ら施行されました新刑法事訴訟法によ

り、最高裁判所への上訴範囲を憲法違

反、判例抵触及び法令の解釈につきま

して、委員会におきまして審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

大に国籍法案及び戸籍法の施行に伴

う戸籍法の一部を改定する等の法律案

をもつて可決すべきものと決定いたし

たのでござります。尙詳細につきましては

速記録につき御了承願ひことにいたし

まして、以上大要御報告申上げます。

○宮城タマヨ君登壇、拍手

この法律の施行前ににおける国籍案による手続により民事の取扱いは、改定の効力を二年間に限定して

最高裁判所の事務分担の調節を図るう

とするのが本法律案の意図するところ

でございます。御承知の通りすでに刑

事事件につきましては、昨年一月一日か

ら施行されました新刑法事訴訟法によ

り、最高裁判所への上訴範囲を憲法違

反、判例抵触及び法令の解釈につきま

して、委員会におきまして審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

大に国籍法案及び戸籍法の施行に伴

う戸籍法の一部を改定する等の法律案

をもつて可決すべきものと決定いたし

たのでござります。尙詳細につきましては

速記録につき御了承願ひことにいたし

まして、以上大要御報告申上げます。

○宮城タマヨ君登壇、拍手

この法律の施行前ににおける国籍案による手続により民事の取扱いは、改定の効力を二年間に限定して

最高裁判所の事務分担の調節を図るう

とするのが本法律案の意図するところ

でございます。御承知の通りすでに刑

事事件につきましては、昨年一月一日か

ら施行されました新刑法事訴訟法によ

り、最高裁判所への上訴範囲を憲法違

反、判例抵触及び法令の解釈につきま

して、委員会におきまして審議の経過並びに結果につきまして御報告申上げます。

大に国籍法案及び戸籍法の施行に伴

う戸籍法の一部を改定する等の法律案

をもつて可決すべきものと決定いたし

たのでござります。尙詳細につきましては

速記録につき御了承願ひことにいたし

まして、以上大要御報告申上げます。

合を除いては、子に父母からの地位の独立を認めることとし、夫婦、親子国籍独立主義に改め、帰化人についても國家の要職につく資格の制限を廃止し、国民平等を宣言した憲法の趣旨に則る改正を加え、又日本に特別功劳ある者の特別帰化につきましては、旧憲法帰化の特許という方法を国会の承認という制度に改め、その他二重国籍発生の防止につき若干の改正を加え、国籍回復の制度を帰化の制度に統一し、帰化及び国籍離脱の効力発生時期を明確にいたしますために、帰化及び国籍離脱はこれを官報に告示された日から効力を生ずることとした次第でござりますが、その他については現行法の規定を元のまま踏襲したのでございまして、国籍法の施行に伴う国籍法の一部を改正する等の法律案につきまして、簡単に御説明申上げます。

この法律は新国籍法の施行に伴いまして、国籍の取得及び喪失に関する用

籍の手続に変更を生ずることとなりま

すので、戸籍法中国籍の得喪に關する規定に所要の改正を加えますと共に、法務局及び地方法務局に国籍事務を分掌させるための措置として法務府設置法に所要の改正を加え、又外国人を養子又は入夫となすの法律は民法及び新国籍法の規定上必要となつたので、これを廢止することといたしましたのでござります。

委員会におきましては、両法案につき慎重審議し、特に国籍法につき、性の本質的平等の見地から父系主義と並行いたしまして母系主義を認めています。帰化についてこれを要たる場合と夫たる場合とを問わず許可條件を同一にすべきではないか。又第三回国人の国籍法上の地位はどうか。帰化の許可処分は法治国家においては法規裁量

2 製造業者が、前項の代理者を選任したときは、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

これを解任したときも同様である。
3 第一項の代理者は、作業主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基づく省令の規定の適用については、これを作業主任者とみなす。

(作業主任者等の解任命令)
第三十四條 通商産業大臣は、作業主任者若しくはその代理者又は取扱主任者が、この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したとき又は保安上その職務を執行させることができない。

第三十五條 通商産業大臣は、作業主任者若しくは占有者は、火薬類の爆発又は発火の危険がある製造施設であつて通商産業省令で定めるもの又は火薬庫について、通商産業大臣が、毎年定期に行う保全検査を受けなければならない。

2 前項の保全検査は、その施設又は火薬庫が、第七條第一号又は第十二條第一項の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(安定期試験)

第三十六條 火薬類を輸入した者又は火薬庫においては、製造業者はその製造後通商産業省令で定める期間を経過した火薬類を所有する者は、通商産業省令で定める方法により、その火薬類につき安定期試験を実施し、且つ、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

2 何人も、製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者の承諾を得ず試験を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しないで、発火し易い物を携帯してはならない。

2 通商産業大臣又は都道府県知事は、災害の防止のため必要があると認めるときは、火薬類の所有者に對し、前項の安定期試験を実施すべきことを命ずることができる。

(不良火薬類の措置)
第三十七條 火薬類の所有者は、前令で定める技術上の基準に適合しない火薬類があつたときは、その火薬類を廃棄しなければならない。

(火薬類の混包等の禁止)
第三十八條 火薬類は、他の物と混包し、又は火薬類でないようみせかけて、これを所持し、運搬し、若しくは託送してはならない。

(危険時の措置及び届出)
第三十九條 火薬庫が近隣の火災その他事情により危険な状態となり、又は火薬類が燃若しくは異臭を発し、その他安定度に異常を呈したときは、その火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者は、直ちに通商産業省令で定める応急の措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちにその旨を都道府県知事、警察官又は警察吏員に届け出なければならない。

(喫煙等の制限)

第四十條 何人も、火薬類の製造所又は火薬庫においては、製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者の指定する場所以外の場所で、喫煙し、又は火氣を取り扱つてはならない。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

火薬類の製造所又は火薬庫に立ち入つてはならない。

(報告)
第四十一條 製造業者、販売業者及び火薬庫の所有者若しくは占有者は、帳簿を備え、火薬類の製造販売及び出納について通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(報告の徴収)
第四十二條 通商産業大臣は、災害を防止し、又は公共の安全の維持をはかるため、必要があると認めたときは、製造業者、販売業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者に對し、事業に関し、報告をさせることができる。

(立入検査等)
第四十三條 通商産業大臣又は都道府県知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めたときは、その職員が製造業者、販売業者又は消費者に對して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずる。

(許可の取消等)
第四十四條 通商産業大臣は、製造業者又は販売業者が、左の各号の一に該当するときは、第三條若しくは第五條の許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の停止を命ずることがある。

2 第十一條第一項、第十三條、第十八條、第二十三條第一項、第三十條第一項若しくは第二項又は第三十八條の規定に違反したとき。

2 第十條第一項、第十二條第一項又は第二十四條第二項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないしたとき。

三 第十五條の規定による完成検査を受けないで、火薬類の製造施設又は火薬庫を使用したこと。
四 第二十四條第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

五 第三十六條第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

六 第九條第三項、第十一條第三項、第十四條第二項、第十八

4 第一項又は第二項の規定による立入検査は、關係者の正当な業務又は行為を妨害するものであつてはならず、且つ、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第五十五条 通商産業大臣(鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車、軽車両及び船舶による運搬については、運輸大臣)は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認めるときは、左に掲げる措置をすることができる。

一 製造業者、販売業者又は消費者に對して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。

2 第二十九條第一項若しくは第二項又は第三十九條の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

3 第三十條第一項若しくは第二項又は第三十九條の規定に違反したとき。

4 第四十條第一項、第二十一條第一項又は第二十二條第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないしたとき。

5 第三十六条第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

6 第三十七条第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

7 第三十八条第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

8 第三十九條第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

9 第四十條第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

10 第四十一条第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

11 第四十二条第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

12 第四十三条第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

13 第四十四条第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

14 第四十五条第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

15 第四十六条第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

16 第四十七条第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

17 第四十八条第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

18 第四十九條第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

19 第五十條第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

20 第五十一条第一項の規定による安定期試験を実施しなかつたとき。

(緊急措置)

第四十五条 通商産業大臣(鉄道、

軌道、索道、無軌条電車、自動

車、軽車両及び船舶による運搬

については、運輸大臣)は、災害の

発生の防止又は公共の安全の維持

のため緊急の必要があると認める

ときは、左に掲げる措置をするこ

とができる。

一 製造業者、販売業者又は消費

者に對して、製造施設又は火薬庫

の全部若しくは一部の使用を一

時停止すべきことを命ずること。

2 第四章 雜則

第三十九條 製造業者、販売業者、

消費者その他の火薬類を取り扱う者

は、左の各号の場合には、運搬な

くその旨を警察官、警備員又は

海上保安官に届け出なければならない。

一 その所有し、又は占有する火

薬類について災害が発生したと

き。

2 その所有し、又は占有する火

薬類、譲渡許可証、譲受許可証

又は運搬証明書を喪失し、又は

盗取されたとき。

3 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項第一号の場合においては、所有者又は占有者に対し、災害発生の日時、場所及び原因、火

薬類の種類及び数量、被害の程度

等につき報告をさせることができ

る。

(現状変更の禁止)

第四十七條 何人も、火薬類による

爆発その他の災害が発生したときは、

交通の確保その他公共の利益

のためやむを得ない場合を除き、

通商産業大臣、都道府県知事、警

察官又は警察吏員の指示なく、そ

の現状を変更してはならない。但

し、第三十九條第一項の規定によ

る措置を講ずる場合は、この限り

でない。

(許可の條件)

第四十八條 第三條、第五條、第十

手数料を納付すべき者

金額

一 第三條の許可の申請をする者

七千円

二 第五條の許可の申請をする者

五千円

三 第十二條第一項の許可の申請をする者

二千円

四 第十五條の完成検査を受けようとする者

一千円

五 第十七條第一項の許可の申請をする者

二百円

六 第二十條の運搬証明書の交付を受けようとする者

一百円

七 第二十四條第二項の許可の申請をする者

二十円

八 甲種火薬類作業主任者免状の交付を受けようとする者

一千円

九 乙種火薬類作業主任者免状の交付を受けようとする者

五百円

十 丙種火薬類作業主任者免状の交付を受けようとする者

三百円

十一 甲種火薬類取扱主任者免状の交付を受けようとする者

七百円

十二 乙種火薬類取扱主任者免状の交付を受けようとする者

五百円

及び乙種火薬類作業主任者免状の

交付を受けようとする者の納付す

るものについては、国庫の、その他

者の納付するものについては、

当該都道府県の收入とする。

2 前項の手数料は、第三條の許可の申請を通商産業大臣に對してするもの、通商産業大臣の行う第十五條の完成検査を受けようとする者、通商産業大臣又は都道府県の收入とする。

及び甲種火薬類作業主任者免状の

交付を受けようとする者の納付す

るものは、國庫の、その他の

者の納付するものについては、

当該都道府県の收入とする。

七條第一項、第二十四條第二項又は第二十五條第一項の許可には、

条件を附することができる。

2 前項の條件は、災害の防止又は

公共の安全の維持をはかるため必

要な最小限度のものに限り、且

つ、許可を受けた者に不当な義務

を課すこととならないものでな

ければならない。

(手数料の納付)

第四十九條 左の表の上欄に掲げる

者(國を除く。)は、それぞれ同表

の下欄に掲げる金額の範囲内で政

令で定める額の手数料を納めな

ればならない。

第五十條 けい船を火薬庫に使用

する場合及び船舶に常用火薬類を

貯蔵する場合には、第十一條、第

十二條、第十六條第一項及び第五

十二條中「通商産業省令」とあるの

は、「運輸省令」と、「都道府県知

事」とあるのは、「海上保安庁長官

(湖沼河川については、都道府県

知事)」と読み替えるものとする。

第十五條及び第三十五條の規定

は、けい船を火薬庫に使用する

場合には、適用しない。

(適用除外)

第五十一條 導火線及び電氣導火線について、第十九條、第二十

條、第二十五條第二十六條、第三

十條第二項及び第三十六條の規定

は、適用しない。

2 (信号炮管、信号火せん及び煙火

について、第十七條、第十九條から第二十二條まで、第二十五條から第二十七條まで、第三十條第二項

二項、第三十三條及び第三十六條の規定は、適用しない。

3 鉛山保安法(昭和二十四年法律

第七十号)第二條の鉛山において

は、第十九條、第二十条、第二十一

五條第一項、第二十六條、第二十

九條、第三十條第二項(火薬類の

消費に係るものに限る。)、第四

十三條第一項(火薬類の消費場所に係るものに限る。)、第四十五

條第二号及び第三号(火薬類の運

搬又は消費に関する災害の防止に

係るものに限る。)並びに第四十

七條(火薬類の運搬又は消費に関

する災害の発生に係るものに限

る。)の規定は、適用しない。

(通商産業大臣と國家公安委員会との関係等)

第五十二条 通商産業大臣又は都道

府県知事は、第三條、第五條、第十

一條第一項、第十二條第一項、第十

二條第一項、第二十四條第二項若しくは第二十五條第一項の許可を

し、又は第十六條若しくは第二十

一條の届出を受理したときは、政令

で定める区分により、その旨を國

家公安委員会、都道府県公安委員

会、市町村公安委員会若しくは特

別区公安委員会又は海上保安庁長

官に通報しなければならない。

警察官又は警察吏員は、第三十

九條第二項又は第四十六條第一項

の規定による届出を受理したとき

は、すみやかにその旨を当該都道

府県知事に通報しなければならな

い。

(公聽会)

第五十三條 主務大臣は、第七條第

一項若しくは第二号、第十一條第

二項、第十二條第二項、第十九條

第一項、第二十六條又は第二十七

條第一項の命令を制定しようとす

るとときは、公聽会を開き、広く一

般の意見を聞かなければならな

い。

(開催)

第五十四條 行政部は、第八條第

二項、第三十四條第一項、第三

三十一條第四項、第三十四條又は

第四十四條の規定による处分をし

ようとするときは、当該处分に保

留する者に対し、相当な期間を置

て予告をした上、公開による聽聞

を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、

場所及び事業の内容を示さなければ

ならない。

3 聽聞に際しては、当該処分に保

留する者及び利害關係人に対して、當

該事案について、証拠を呈示し、意見を述べる機会を與えなければ

ならない。

(不服の申立)

第五十五条 この法律又はこの法律

に基く命令の規定による行政部の

処分に対する不服のある者は、そ

の旨を記載した書面をもつて、當

該行政部に不服の申立をすること

ができる。

(決定)

第五十六条 行政部は、前條の不服

の申立があつたときは、第五十四

條の例により公開の聽聞をして

後、文書をもつて決定をして、その

写を不服の申立をした者に送付し

なければならない。

(権限の委任)

第五十七条 この法律又はこの法律

に基く命令の規定により主務大臣

の権限に属する事項は、政令の定

めるところにより、都道府県知事

の申立をした上、公開による聽聞

を行わなければならない。

(権限の譲付)

第五十八条 左の各号の一に該當す

る者は、三年以下の懲役又は二十

万円以下の罰金に處し、又はこれ

を併科する。

一 第三條の規定による許可を受

けないで火薬類の製造の業を營

んだ者

二 第四條の規定に違反した者

三 第五條の規定による許可を受

けないで火薬類の販売の業を營

んだ者

四 第二十四條第二項の規定によ

る許可を受けないで火薬類を輸

入した者

五 第四十四条の規定による事業

の停止の命令に違反した者

第六十九條 左の各号の一に該當す

る者は、一年以下の懲役又は五万

円以下の罰金に處し、又はこれを併科する。

一 第十條第一項の規定による許可を受けないで製造施設の位置、製造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造の方法を変更した者

二 第十一條第一項、第十三條、第十五條、第十八條、第二十一條、第二十三條第二項、第三十二條第一項若しくは第二項、第三十三條第一項、第三十七條又は第三十八條の規定に違反した者

三 第十二條第一項の規定による許可を受けないで火薬庫を設置し、移転し、又はその構造若しくは説明を変更した者

四 第十七條第一項の規定に違反し、許可を受けないで火薬類を譲り渡し、又は譲り受けた者

五 第二十五條第一項の規定に違反し、許可を受けないで火薬類を爆発又は燃焼させた者

六 第二十九條第一項の規定による認可を受けないで、火薬類の製造をした者

七 第三十六條第一項の規定による命令又は禁止若しくは制限に違反した者

八 第四十五条の規定による命令又は禁止若しくは制限に違反した者

第六十條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第九條第一項若しくは第二項、第十二條第二項、第十四條第一項、第十七條第四項、第十九條第二項、第二十二条、第二十三條第一項、第二十六條、第二十七條第一項、第四十條第一項若しくは第二項又は第四十七條の規定に違反した者

二、第十九條第一項の規定に違反しないで、運搬證明書を拂帶しないで火葬類を運搬した者

三、虚偽の届出をして、第二十條の運搬證明書の交付を受けた者

四、二十四條第一項の届出をして、火葬類を輸出し、又は虚偽の届出をした者

五、二十四條第一項の許可に係る條件に違反した者

六、第二十七條第二項の規定に違反し、届出をして火葬類を隠棄し、又は虚偽の届出をした者

第六十一條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一、正当な理由なく第三十一條第四項の命令に違反し、火葬類作業主任者免状又は火葬類取扱主任者免状を返納しない者

二、第四十一條の規定による事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者

三、第三十六條第一項若しくは第二項、第二十四條第四項、第三十一條第三項、第三十三條第二項又は第四十六條第一項の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五、第三十五條第一項、第四十三條第二項若しくは第二項の規定による検査若しくは收去を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(丙罰規定)

第六十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

業務に關し、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對して各本條の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日) 1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。
(他の法令の改廃) 2 銃砲火薬類取締法(明治四十三年法律第五十三号、以下「旧法」という。)は、廃止する。

3 通商産業省設置法(昭和二十四年法律第二百二号)の一部を次のよう改正する。

4 第四條第一項第二十九号中「銃砲火薬類」を「火薬類」に改める。
(経過措定)

5 旧法に基いて交付された火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状は、それぞれこの法律の規定による火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状とみなす。

6 旧法に基いて交付された譲渡許可証、譲受許可証又は運搬許可証は、それぞれこの法律の規定による譲渡許可証、譲受許可証又は運搬証明書とみなす。

7 この法律施行の際、旧法第三條の許可を受けて火薬類の製造の業者を當む者は、この法律施行の日から三箇月以内に第二十八條第一項の規定により危害予防規程を定め、通商産業大臣に認可を申請しなければならない。

8 第五十九條第七号の規定は、項の者が、第二十八條第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けるまでの間は、適用しない。

9 旧法第十四條第四号及びこれに基づく命令の規定で火薬類製造販賣するものは、附則第七項の規定が、第二十九條第一項の規定による通商産業大臣の認可を受けるの間は、附則第二項の規定にかわらず、その者について、なその効力を有する。

10 附則第七項の規定に違反し、可を申請しない者は、五万円以下の罰金に処する。

11 この法律施行前にした行為に於ける罰則の適用については、な前例による。

○高橋啓君登壇、拍手

〔高橋啓君登壇、拍手〕

○高橋啓君 只今議題となりました薬類取締法案につきましての通商産業委員会における審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

從来危険物としての火薬類の取締法は火薬類取締法といふ明治四十三年制定の法律によつて実施せられており、長く内務省の所管に属していたあります。が、終戦後、昭和二十二年に内務省が解体せられ、警察法が施行されたと同時に、右の法令に基く内務省は商工省に移管せられ、通商産業の発足と共にこれに引継がれて今日至つたものであります。然るに右の命令は時運の推移と共に其度の部分的な改正にも拘わらず、法律構成上の時代的なズレと、運用上の不備は如何にも仕方なく、同法の全面的改正を要望する声が朝野に挙つて参つたのであります。この度上程になつております。

め、以て本法の目的である火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規正して火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するという点を、より合理的に具現せしめるために現行法令を全般的に改正したものであります。本法が現行法令と比較してその改正の主要点を挙げますと次の通りであります。

第一に銃砲取締との関係でございます。現行法令では、警察取締の共通性の下に同一法令によつて規制して參つたのであります。が、本来の建前から言えば銃砲の取締と火薬類の取締とはその性質を異にするべきであります。終戦後我が国においては銃砲の取締に関しても「ボツダム宣言受諾に伴い発生する命令に關する件」に基く「兵器、航空機等の生産制限に関する件」及び「銃砲等所持禁止令」によつてそれべく銃砲の製造及び所持が禁止せられており、現行法令の銃砲の取締に関する部分を除外しても支障を認められないのです。本法は現行法の銃砲に關する取締の規定を除外しているのであります。

第二は、法体系を整備したことであります。現行法令は旧憲法下の立法であるため特に勅令及び省令への委任事項が著しく多く、且つ行政裁量の余地を広汎に保留しており、又不當な行政処分に対する救済を認めてしまないので、本法は新憲法に即した法体系として整備していることであります。第三点は、取締担当機関の明確化の問題であります。現行法では前にも申上げました通り、内務省による警察取締としての基礎に立脚しているのであります。が、内務省解体後その取締機関は現在通商省及び都道府県であり、部分的には運輸省、警察が担当しておるのであります。これについても細部に關する実際上の運用面から解釈上の疑義を

招き易いので、本法においては現状に即した取締機関の権限、所掌事務の範囲を明文化しているのであります。第四点いたしましては、火薬類の技術的進歩に対応することと法内容を刷新したことであります。現行法では火薬類製造所における製造作業上の細部に至るまで悉くこれを省令によつて規制しているのでありますか、現在ではむしろ適切を失いて不当な拘束をしている面が少くないし、更に一般的な技術上の基準についても我が国の建築物の構造、地形の特殊性から再検討の余地が多いのであります。又製造作業、貯蔵、消費等の技術的基準についても不備でありましたので本法においてはそれぞれ合理的に改正をしているのであります。

はなたて減全規の業協に如とおいて、警察と消防とがおのく、独立の機関になつてゐる關係上、本法第三十九條第二項の火薬庫が灾害の危険状態にあることを発見した者が届出をします。それと申しますのは、岡本地方行政委員長より次のよくな御発言があつたことでござります。その趣旨といふと、この際特に申し添えたいことがござります。おいて、警察と消防とがおのく、独立の機関として、都道府県知事、警察官及び警察吏員という本條に明記されてゐる機関の外に、消防機関を追加すること、及び第四十七條の火薬庫による爆発その他災害発生の際の現状変更の指示権を持つ機関として、本條に明記されている通産大臣、都道府県知事、警察官及び警察吏員の外に、火災については消防機関を追加することと修正されたいとのことでござります。右の御意見に對しまして政府から、地方行政委員長の御意見は至極尤もであります。政府としては本法案作成に當り關係ある局とも打合わせ、運用上十分注意する所存であつたが、消防当局との連絡は、本法の目的より考えてみても特に政委員長の御意見は至極尤もであります。政府としては本法案作成に當り關係ある局とも打合わせ、運用上十分注意するのないよう措置するとの答弁がありましたので、本委員会いたしましては、別に條文修正を実施せざるものとの政府答弁により実質的な効果を得らなかったので、本法の運営において行政上万端遺憾のないように思つたので、本委員会の結論に達したので、本委員会いたしましては、この委員会の結論に對しましては、別に條文修正を実施せざるものとの政府答弁により実質的な効果を得らなかったので、本法に対する條文修正は行はず、行政上の運営に万全を期することを度政府に強く要望して、本問題の解を図つた次第でございます。

○議長（佐藤尚武君）過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長（佐藤尚武君）御異議なさいませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君）御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。農林委員長楠見義男君。

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十四日

農林委員長 楠見 義男

参議院議長 佐藤尚武殿

多數意見者署名

池田 恒雄	藤野 繁雄
加賀 操	篠川 宗敬
岡田 宗司	鈴木 順一
北村 一男	柴田 政次
岡村文四郎	羽生 三七

附則第一項を次のように改める。
(施行期日)

この法律中第三章の規定は、昭和二十六年四月一日から、その他の規定は、この法律公布の日から起算して九十日をこえない範囲内に

一、委員会の決定の理由
本法案は現行牧野法を全面的に改廃し、(一)地方公共団体の管理する牧野について、牧野管理規程を定めさせ、その効率的利用を促進すること、(二)保護牧野の制度を新設し国土の保全及び牧野の改良保全に関する都道府県知事の指示権を認める事。(三)同様に牧野の害虫駆除に関する知事の指示権を認めること等を主な内容とするもので、その趣旨は概ね妥当と認められたが、原案中(二)の指示によつて生じた損失に対する国が予算の範囲内において補償することになつてゐる(第十四條)のに、右に必要な予算は昭和二十五年度予算に計上されておらず、従つて法律施行の結果、牧野所有者等に不測の損失を蒙らしめる虞があるのと、本法中第三章の「保護牧野」に関する規定だけは昭和二十六年四月一日より施行することに修正の上、委員会は全会一致をもつてこれを議決することに決定した。

三八〇万円の流用により晦う予定である。

牧野法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。昭和二十五年四月八日

衆議院議長 繁原喜重郎
參議院議長 佐藤尚武殿

牧野法

牧野法案

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 牧野管理規程(第三條)

第八條

第三章 保護牧野(第九條・第十

七條)

第四章 雜則(第十八條・第二十

三條)

第五章 罰則(第二十四條・第二

十七條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、地方公共団体の行う牧野の管理を適正にし、その他の牧野の荒廃を防止するためには必要な措置を講じ、もつて国土の保全と牧野利用の高度化を図ることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で「牧野」とは、主として家畜の放牧又はその飼料若しくは穀物の採取の目的に供される土地(耕作の目的に供される土地を除く。)をいう。

第二章 牧野管理規程

第三條 地方公共団体は、その管理に属する牧野であつて政令で定め

るものにつき、当該牧野が立地その他の諸條件に応じて最も効率的に利用されるように牧野管理規程を定めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の規定により牧野管理規程を定めようとするときは、あらかじめ、牧野管理規程案を十日間公示しなければならない。

3 当該牧野の利用者、所有者その他の利害関係のある者で、当該牧野管理規程案に不服のあるものは、前項の公示期間満了後二十日以内に、当該地方公共団体へ異議を申し立てることができる。

4 前項の規定による異議の申立てがあつたときは、当該地方公共団体は、同項の期間満了後三十日以内に、公聴会を開き、当該牧野の利用者、所有者その他の利害関係のある者の意見を聞くなければならない。

5 地方公共団体は、牧野管理規程を定めたときは、遅滞なく、左の各号の区分に従い、それぞれ、農林大臣又は都道府県知事の認可を申請しなければならない。

6 一 市町村(その組合及び財産区を含む。)にあつては、農林大臣、都道府県にあつては、農林大臣又は都道府県知事の認可を申請しなければならない。

7 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による認可の申請がある場合において、当該牧野管理規程が、当該牧野を最も効率的に利用させるのに適当であると認めるとときは、これを認可しなければならない。

8 牧野管理規程の変更について

(牧野管理規程の内容)

第四條 牧野管理規程には、少くとも左の事項を記載しなければならない。

1 用途別の区画及び面積

2 放牧地にあつては放牧期間、家畜の種類別認容頭数及び放牧方法、採草地にあつては採草期間、採草回数及び採草量

3 放牧地にあつては放牧期間、並びに害虫の駆除に関する事項

4 牧野用施設に関する事項

5 有害な植物及び障害物の除去並びに害虫の駆除に関する事項

6 経費の負担区分に関する事項

7 違反に対する措置に関する事項

8 牧野の改良及び草生の改良の方法に関する事項

第五條 第三條第六項の規定により牧野管理規程の認可のあつた牧野につき、地方公共団体と当該牧野の利用者との間に、当該牧野の使用又は収益に関する契約がある場合において、その牧野管理規程を遵守するため必要があるときは、地方公共団体は、契約の條件にかかるわらず、その必要の限度において、当該契約を変更することができる。

2 地方公共団体は、前項の規定により契約を変更する場合において、当該牧野の利用者が二つ以上あるときは、各利用者の利益を公平に考慮しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の指示を受けるときは、あらかじめ、当該牧野の所有者その他の権利者に聞き取る機会を與えなければならない。

4 第一條第一項の規定による契約の変更により不利益を受けた当該牧野の利用者は、契約の條件にかかるわらず、小作料、賃借料その他その利用の対価につき、相当の減額又は相当の拂戻を請求することができる。但し、契約の変更の通知があつた日から三十日を経過したときは、この限りでない。

5 第二章 保護牧野

(改定及び保全の指示)

第六條 第一項の規定による契約の変更により不利益を受けた当該牧野の利用者は、契約の條件にかかるわらず、小作料、賃借料その他その利用の対価につき、相当の減額又は相当の拂戻を請求することができる。但し、契約の変更の通知があつた日から三十日を経過したときは、この限りでない。

第七條 第三條第六項の規定により牧野の利用者、所有者その他の利害関係者は、各利用者の利益を公平に考慮しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請が受けた場合は、その理由を明示するときは、農林大臣又は都道府県知事は、当該牧野の管理者に対し、

3 第一項の指示を受けたときは、又は必要があると認めるときは、前條第一項の指示を受けて、當該指揮を行ふ者に對して、意見を述べる機会を與えなければならない。

4 第二項の規定による契約の変更により不利益を受けた当該牧野の利用者は、契約の條件にかかるわらず、小作料、賃借料その他その利用の対価につき、相当の減額又は相当の拂戻を請求することができる。但し、契約の変更の通知があつた日から三十日を経過したときは、この限りでない。

5 第二章 保護牧野

(改定及び保全の指示)

第六條 第一項の規定による契約の変更により不利益を受けた当該牧野の利用者は、契約の條件にかかるわらず、小作料、賃借料その他その利用の対価につき、相当の減額又は相当の拂戻を請求することができる。但し、契約の変更の通知があつた日から三十日を経過したときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の申請があつたときは、又は必要があると認めるときは、前條第一項の指示を受けて、當該指揮を行ふ者に對して、意見を述べる機会を與えなければならない。

3 第一項の規定は、前項の変更について適用する。

(指示の失效)

第十一條 第九條第一項の指示のあつた牧野(以下「保護牧野」といふ。)につき、牧野としての用途が廃止されたときは、同條同項の指示は、その効力を失う。

2 第九條第一項の指示を受けた者は、前項の用途廃止の日から三十日以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(立入検査)

第十二條 都道府県知事は、第九條第一項の指示に係る措置の実施を確保するため必要があるときは、その職員に当該保護牧野に立ち入らせ、当該指示に係る措置の実施状況を検査させることができ。2 第六條第三項及び第四項の規定は、前項の立入検査について準用する。

(完了の届出)

第十三條 第九條第一項の指示を受けた者は、当該指示に係る措置の実施を完了したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、当該指示に係る措置の実施が完了していると認めるときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(損失補償)

第十四條 国は、第九條第一項の指示を実施したため損失を受けた者に対し、その実施により通常生ずべき損失を補償する。

2 第九條第一項の指示は、これに伴い前項の規定によつて必要となる補償金の総額が国会の議決を経た予算の範囲内において、しなければならない。

(権利関係の調整)

第十五條 契約により所有権以外の権原に基き牧野の管理を行ふ者が、第九條第一項の指示を受け、当該指示に係る措置を実施するため必要な費用を支出したときは、その者は、契約の相手方に対する権利を存続するための延長又は他の権利の存続期間の延長又は小作料、賃借料その他その利用の対価の減免につき協議を求めることができる。

第十六條 第九條第一項の指示を受け、当該指示に係る措置を実施するため必要な費用を支出した者と当該牧野の利用者との間に、当該牧野の使用又は収益に関する契約がある場合において、当該指示に係る措置を実施したため牧野の効用が増加したときは、その実施者は、契約の条件にかかわらず、小作料、賃貸料その他その利用の対価につき、相当の増額を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、当該牧野の利用者は、その権利を放棄し、又は契約を解除することができる。

(適用除外)

第十七條 森林法(明治四十年法律第四十三号)第三十六條において準用する同法第十四條の規定により保育林に編入されている牧野については、この章の規定を適用しない。

第四章 雜則

第十八條 都道府県知事は、牧野に害虫が発生し、これが他にまん延するおそれのある場合において、必要があるときは、区域、期間及び駆除の方法を定め、当該牧野の所有者その他権原に基き管理を行

(報告)

第十九條 都道府県知事は、この法律の目的を達するために必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 罰則

第二十条 国は、第三條に規定する牧野管理規程に従い牧野の改良事業を行う者、第九條第一項の指示により保護牧野の改良事業を行う者及び第十八條の指示に従い害虫の駆除の事業を行う者に対して、当該事業を行うために必要な限度において、資金の融通、牧野草の種子及び牧野樹林の種苗の供給等に關し、必要な獎励措置を講ずる。

第二十一条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分及び手続その他の行為は、当該行為に効力。

第二十二条 この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分及び手続その他の行為は、当該行為に効力。

第二十三条 この法律において政令に委任するものを除く外、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 罰則

第二十四条 第十二條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第二十五条 左の各号の一に該当する者は、一月以下の罰金に処する。

1 第十二條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十円以下の過料に処する。

2 第十九條(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十円以下の過料に処する。

3 第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対する各本條の刑を科する。

4 第二十七条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一千円以下の過料に処する。

5 第二十八条 この法律の施行前(附則第三項の牧野組合については、同項の規定により効力を有する旧法の失効後)にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後後、牧野組合の清算をするやかに行わせ、遅くともこの法律の施行の日から一年以内に、その清算を結了させるよう努めなければならない。

6 第二十九條(第二十二條において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十円以下の過料に処する。

7 第三十條 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一千円以下の過料に処する。

8 第三十一条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一千円以下の過料に処する。

9 第三十二条 第十一條第二項又は第十三條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一千円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一項の法律の施行の期日は、公布の日から起算して九十日をこなす。い範囲内において、政令で定める。

2 放野法(昭和六年法律第三千七号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

3 (経過規定)

この法律の施行の際、現に存する牧野組合については、前項の規定により効力を有する旧法の失効定にかかわらず、旧法は、なおその効力を有する。

4 前項の牧野組合であつて、この法律の施行の日から五月を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く。)は、その時に解散する。

5 農林大臣は、前項の期間の経過後、牧野組合の清算をするやかに行わせ、遅くともこの法律の施行の日から一年以内に、その清算を結了させるよう努めなければならない。

6 この法律の施行前(附則第三項の牧野組合については、同項の規定により効力を有する旧法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後後、牧野組合の清算をするやかに行わせ、遅くともこの法律の施行の日から一年以内に、その清算を結了させるよう努めなければならない。

7 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のよう改訂する。

8 第五條第一項中「牧野組合」を削る。

9 第六條第一項第二号中「リ放野法(昭和六年法律第三千七号)」を「リ駆除」に改める。

10 附則第三項の牧野組合については、その清算が結了するまでの間、前二項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

審査報告書
家畜改良増殖法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十五年四月二十四日

農林委員長 稔見 義男

参議院議長 佐藤向武殿

多數意見者署名

池田 恒雄 藤野 繁雄

岡村文四郎 加賀 操

徳川 宗敬 岡田 宗司

鈴木 順一 柴田 政次

羽生 三七 北村 一男

第三十六條第一項の表中第一号及び第二号の部を削り、同表中第三号を第一号とし、以下順次二号ずつ繰り上げる。
同條第二項中「農林大臣の行う検査を受けようとする者及び」を削る。

一、委員会の決定の理由

本法案は、從来の種畜法の改正の上包摶し、これに最近とみに普及しきたつた家畜人工授精の健全なる発達を期するための所要の規制を内容としたもので、法律の題名に比し、内容は必ずしも十分ではないが、家畜改良増殖の一歩前進を期したものとして、委員会は概ねこれを了としたが、ただ種畜検査において從来無手数料のものが、本法制定の機会に手数料を徵せられることとなり（第三十六條）、このことは本法制定の趣旨に逆行する措置と認められるので、検査手数料は從来通りこれを徴収せざることに修正することを妥当と認め、全会一致をもつて本案は修正議決することに決定した。

二、事件の利害得失

更に各種の施設において、又本法運用の実際面においても十分検討、改善の要はあるが、本法において新たに規定された人工授精に関する規定は、その運用よろしきを得れば、家畜人工授精の應用が正に飛躍的段階に入らんとしている現状であるだけに、その利得大なるものがあるう。

三、費用

本件に関連する費用は、概ね既定予算の延長であるところの種畜を施行に要する経費一〇、九一九、〇〇〇円及び人工授精施設置を要する経費一四、七〇〇、〇〇〇円が二十五年度予算に計上されている。

第一章 総則

(目的) この法律は、種畜を確保し、その利用を増強し、その他家畜の改良増殖を促進し、もつて畜産の振興を図ることを目的とする。

(第一条) 国又は都道府県は、第二章以下において規定する事項以外の事項であつても家畜の改良増殖の促進に有効な事項については、これを積極的に行わなければならぬ。

(家畜の改良増殖を促進する義務) (家畜の改良増殖を促進する義務)

以下において規定する事項以外の事項であつても家畜の改良増殖の促進に有効な事項については、これを積極的に行わなければならぬ。

(第二条) 国又は都道府県は、第二章以下において規定する事項以外の事項であつても家畜の改良増殖の促進に有効な事項については、これを積極的に行わなければならぬ。

(第三条) この法律において「種畜」とは、牛、馬その他の政令で定める家畜の雄であつて、その飼養者が次の規定による種畜証明書の交付を受けているものという。

(第四条) この法律において「家畜人工授精」とは、牛、馬めん羊、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいふ。

(第五条) この法律において「種畜の制限」とは、牛、馬めん羊、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいふ。

(第六条) この法律において「種畜が疾患にかかる」とは、牛、馬めん羊、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいふ。

(第七条) この法律において「種畜が疾患にかかる」とは、牛、馬めん羊、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいふ。

(第八条) この法律において「種畜が疾患にかかる」とは、牛、馬めん羊、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいふ。

(第九条) この法律において「種畜が疾患にかかる」とは、牛、馬めん羊、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいふ。

(第十条) この法律において「種畜が疾患にかかる」とは、牛、馬めん羊、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいふ。

(第十一条) この法律において「種畜が疾患にかかる」とは、牛、馬めん羊、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいふ。

(第十二条) この法律において「種畜が疾患にかかる」とは、牛、馬めん羊、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいふ。

(第十三条) この法律において「種畜が疾患にかかる」とは、牛、馬めん羊、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいふ。

(第十四条) この法律において「種畜が疾患にかかる」とは、牛、馬めん羊、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいふ。

(第十五条) この法律において「種畜が疾患にかかる」とは、牛、馬めん羊、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいふ。

(第十六条) この法律において「種畜が疾患にかかる」とは、牛、馬めん羊、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいふ。

(第十七条) この法律において「種畜が疾患にかかる」とは、牛、馬めん羊、山羊又は豚の雄から精液を採取し、処理し、及び雌に注入することをいふ。

け、種畜証明書の交付を受けているものを種付の用に供する場合

一、疾病その他やむを得ない事由によつて農林大臣が定期に行う検査を受けなければならない場合

は、検査の日から一箇年を経過した日又は次の定期の検査の日のうちいずれか早い時までとする。

(種畜証明書の効力の取消又は停止)

該都道府県知事が定期的に行う検査を受けているものを當該都道府県の区域内において種付の用に供する場合

三、学術研究のため種付の用に供する場合

二、前項の検査は、その家畜が省令で定める伝染性疾患及び遺伝性疾患並びに繁殖機能の障害（以下「疾患」と総称する。）を有しないかどうかについて行う。

三、第一項の種畜証明書には、種畜の血統、能力及び体型による等級を記載しなければならない。

2 第一項の種畜証明書には、種畜の血統、能力及び体型による等級を記載しなければならない。

3 第四條第一項第一号及び第二号の規定により農林大臣又は都道府県知事が臨時に定期的に行う検査に基いて種畜証明書の効力を取り消し、又は停止を解除した場合

は、検査の日から一箇年を経過した日又は次の定期の検査の日のうちいずれか早い時までとする。

(種畜証明書の効力の取消又は停止)

該都道府県知事が定期的に行う検査を受けた場合、第四條第一項第一号の種畜証明書を交付した場合、前條の規定により種畜証明書の効力を取り消し、停止し、又は停止を解除した場合

その他の省令で定める場合は、當該種畜の所在する都道府県を管轄する都道府県知事にその旨を通報しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の通報を受けた場合、第四條第一項第一号の種畜証明書を交付した場合、前條の規定により種畜証明書の効力を取り消し、停止し、又は停止を解除した場合その旨を公示しなければならない。

(種畜の飼養者の種畜證明書の呈示等)

第九條 種畜の飼養者は、種付を受けてようとする家畜の飼養者その他の省令で定める者から要求があつたときは、種畜證明書を呈示しなければならない。

2 種畜の飼養者は、種付台帳を備えて、種付に関する事項を記載しなければならない。

3 種畜の飼養者は、前項の種付台帳を五年間保存しなければならない。

4 種畜の飼養者は、種付を受けた雌の家畜の飼養者から種付證明書若しくは精液採取證明書の交付を要求されたとき、又はその種畜から家畜人工授精の用に供する精液（以下「家畜人工授精用精液」といいう。）を採取した家畜人工授精師からその精液採取に関する証明書を要求されたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

第五條 この章に規定するもの外、第四條の検査の方法及び手続、種畜證明書の交付、書換交付（種畜證明書の交付手續等）

第十條 この章に規定するもの外、第四條の検査の方法及び手續、種畜證明書の交付、書換交付

は、家畜人工授精用精液を注入してはならない。但し、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雄の家畜に注入してはならない。但し、学術用精液を採取し、処理し、又はこれ

をする場合その他省令で定める場合は、この限りでない。

第二十二条 家畜人工授精用精液は、家畜人工授精所、家畜保健衛生所その他の家畜人工授精を行つため国又は都道府県が開設する施設以外の場所で採取し、又は処理してはならない。但し、家畜人工授精用精液を採取する回数が、都道府県知事の定める回数に満たない雄の家畜から家畜人工授精用精液を採取し、又はこれを処理する場合並びに前項但書の場合は、この限りでない。

第三十二条 家畜人工授精所は、家畜人工授精用精液を備えて、家畜人工授精に関する事項を記載しなければならない。

（家畜人工授精所）

第十五条 家畜人工授精師は、家畜人工授精簿を備えて、家畜人工授精に関する事項を記載しなければならない。

2 家畜人工授精師は、前項の家畜人工授精簿を五年間保存しなければならない。

（家畜人工授精師の免許）

第十六条 家畜人工授精師になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 家畜人工授精師は、左の各号の一に該当する者でなければ、與えない。

（家畜人工授精師の免許）

第十三条 家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液を採取したときには、すみやかに、省令で定める方法により、これを検査しなければならない。

2 家畜人工授精師は、前項の検査の後すみやかに、省令の定める方法により、家畜人工授精用精液を容器に收めた上これに封かんを施し、且つ、家畜人工授精用精液証明書を添付しなければならない。

3 家畜人工授精師は、第一項の検査の結果省令で定める異常を発見したときは、すみやかに種畜検査委員又は地方種畜検査委員にその旨を届け出なければならない。

（家畜人工授精用精液の譲渡等の制限）

第十四条 前條第二項の封かんがない、又は精液證明書が添付されない家畜人工授精用精液は、これを譲り渡し、又は雌の家畜に注入してはならない。但し、学術用精液を採取し、処理し、又はこれ

一條但書及び前條第二項但書の場合、この限りでない。

2 省令で定める品質の不良な家畜

人工授精用精液は、これを譲り渡し、又は雌の家畜に注入してはならぬ。

3 家畜伝染病予防法（大正十一一年法律第二十九号）、種畜法（昭和二十三年法律第百五十五号）、墓事法（昭和二十三年法律第七百七十九号）、獸醫師法（昭和二十四年法律第八十六号）若しくは家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）又はこれらの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者

（家畜人工授精師免許）

第十七条 家畜人工授精師になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 家畜人工授精師は、左の各号の一に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

（家畜人工授精師免許証）

第十八条 都道府県知事は、第十六条の免許を與えたときは、家畜人工授精師免許証を交付しなければならない。

（家畜人工授精師免許証）

第十九條 都道府県知事は、家畜人工授精師が第十七條第一項に規定する者に該当するに至つたとき又は家畜人工授精師から申請があつたときは、その免許を取り消さなければならない。

（家畜人工授精に係る家畜の飼養者）

第二十一条 家畜人工授精師でなければ、家畜人工授精師という名稱を用いてはならない。

（名稱の独立）

第二十二条 家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液の注入を受けた雌の家畜

2 都道府県知事は、家畜人工授精師が第十七條第二項の規定

2 都道府県知事は、家畜人工授精用精液を採取した雌の家畜の飼養

2 家畜人工授精師は、家畜人工授精の飼養者から授精證明書の交付を

2 家畜人工授精師として業務を行つこ

2 家畜人工授精師の免許を與えな

（家畜人工授精の制限）

第二章 家畜人工授精

第十一条 家畜人工授精用精液を採取する雄の家畜に注入してはならない。但し、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雄の家畜に注入してはならない。

（家畜人工授精の制限）

第十二条 前條第二項の封かんができない家畜人工授精用精液は、これを譲り渡し、又は雌の家畜に注入してはならない。但し、第十一

二 不具の者であつて、家畜人工授精師としての業務を行うのに支障があるもの

三 家畜伝染病予防法（大正十一一年法律第二十九号）、種畜法（昭和二十三年法律第百五十五号）、墓事法（昭和二十三年法律第七百七十九号）、獸醫師法（昭和二十四年法律第八十六号）若しくは家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）又はこれらの法律に基く命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられた者

（家畜人工授精師免許）

第十三条 家畜人工授精師になろうとする者は、都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 家畜人工授精師は、左の各号の一に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

（家畜人工授精師免許証）

第十四条 都道府県知事は、家畜人工授精師が第十七條第一項に規定する者に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

（家畜人工授精に係る家畜の飼養者）

第二十一条 家畜人工授精師でなければ、家畜人工授精師といふ名稱を用いてはならない。

（名稱の独立）

第二十二条 家畜人工授精師は、家畜人工授精用精液の注入を受けた雌の家畜

2 都道府県知事は、家畜人工授精師が第十七條第二項の規定

2 都道府県知事は、家畜人工授精用精液を採取した雌の家畜の飼養

2 家畜人工授精師の免許を與えな

（家畜人工授精の制限）

第二章 家畜人工授精

第十一条 家畜人工授精用精液を採取する雄の家畜に注入してはならない。但し、学術研究のためにする場合、自己の飼養する雄の家畜に注入してはならない。

（家畜人工授精の制限）

第十二条 前條第二項の封かんができない家畜人工授精用精液は、これを譲り渡し、又は雌の家畜に注入してはならない。但し、第十一

一 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

四 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

（家畜人工授精の制限）

第五 聽聞に際しては、当該事案について意見を述べ、且つ、証拠を呈示する機会を與えなければならない。

（家畜人工授精の制限）

第二十二条 第十六條の免許及び前條の免許の取消又は業務の停止の効力は、全都道府県に及ぶ。

（家畜人工授精の制限）

第二十三条 家畜人工授精師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他の省令で定め

（家畜人工授精の制限）

第二十四条 家畜人工授精所の開設の許可

（家畜人工授精の制限）

第二十五条 家畜人工授精所の開設の許可

（家畜人工授精の制限）

第二十六条 家畜人工授精所の開設の許可

（家畜人工授精の制限）

第二十七条 家畜人工授精所の開設の許可

（家畜人工授精の制限）

第二十八条 家畜人工授精所の開設の許可

（家畜人工授精の制限）

第二十九条 家畜人工授精所の開設の許可

（家畜人工授精の制限）

第三十条 家畜人工授精所の開設の許可

（家畜人工授精の制限）

（家畜人工授精の制限）

4 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

（家畜人工授精の制限）

5 聽聞に際しては、当該事案について意見を述べ、且つ、証拠を呈示する機会を與えなければならない。

（家畜人工授精の制限）

第二十二条 第十六條の免許及び前條の免許の取消又は業務の停止の効力は、全都道府県に及ぶ。

（家畜人工授精の制限）

第二十三条 家畜人工授精師は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所その他の省令で定め

（家畜人工授精の制限）

第二十四条 家畜人工授精所の開設の許可

（家畜人工授精の制限）

第二十五条 家畜人工授精所の開設の許可

（家畜人工授精の制限）

第二十六条 家畜人工授精所の開設の許可

（家畜人工授精の制限）

第二十七条 家畜人工授精所の開設の許可

（家畜人工授精の制限）

第二十八条 家畜人工授精所の開設の許可

（家畜人工授精の制限）

第二十九条 家畜人工授精所の開設の許可

（家畜人工授精の制限）

第三十条 家畜人工授精所の開設の許可

（家畜人工授精の制限）

（家畜人工授精の制限）

但し、國又は都道府県が設置する
家畜人工授精所については、との
限りでない。

しておかなければならぬ。但し、家畜人工授精用精液の採取をしない家畜人工授精所については、この限りでない。

人工授精業の免許及び家畜人工授精所の開設の許可の申請手続並びに家畜人工授精師免許証の交付、書類交付、再交付及び返納に関する必要な事項は、省令で定める。

(立入検査等)

2 前項の手数料は、農林大臣の行
う検査を受けようとする者及び農
林大臣に対して申請をする者の納
付するものについては国の、その
他の者の納付するものについては
当該都道府県の收入とする。

2 前項の手数料は、農林大臣の行
う検査を受けようとする者及び農
林大臣に対して申請をする者の納
付するものについては国の、その
他の者の納付するものについては
当該都道府県の收入とする。

第三十三條 家畜の改良増殖に関する事務を処理させるため、農林省

第二十八條 家畜人工授精所の開設者は、みずかづ家畜人工受精師

2 種畜検査委員は、畜産に関する知識

の場所が風紀上不適切であることを
は、與えなしがだある。
(家畜人工授精所の開設の許可の

授精液を販売がなければなりません。
（家畜人工授精用精液提供の義務）

し知識経験を有する都道府県の技術員のうちから都道府県知事が

この問題の點で見直さなければならない。

せられたときは、正當な理由がなければ、これを拒んではならない。

の改良増強を促進するため必要が

ノ「推進所の開設者がこの法律に基く命令の規定

は、その名稱中に篆籀人工作精麗たることを示す文字を用いてはお

重要な事項の報告を求める」とがで
きる。

支那と日本

第三十一條 国又は都道府県が開設する家畜人工授精所その他の家畜生産促進施設

一 第四條第一項本文又は同項

第二十七條 家畜人工授精所の開設
者は、都道府県知事が畜産に関する

（家賃人）工賃請求の免許の申請書

交付の中請をする者
第十六條第一項の免許の申

し、若しくは占有し、又は他人の同様する家畜であつて規格こ商

の様式、第十六條第二項第一号

卷之三

手数料を納めなければならない者	金額
一 第四條第一項本文又は同項第一号の検査を受けようとする者	一千円
二 第四條第一項第二号の検査を受けようとする者	一千円
三 第十條の規定による種々証明書の書換交付又は再交付の申請をする者	一千円
四 第十六條第一項の免許の申請をする者	一千円
五 第二十四條の許可の申請をする者	一千円
六 第三十二條の規定による家畜人工授精師免許証の書換交付又は再交付の申請をする者	一千円

六 第三十五条第一項の規定によ
る検査を拒み、妨げ、又は忌避
した者

第四十一条 第九條第三項又は第十
五條第二項の規定に違反した者は、
二千円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の
日から起算して九十日をこえない
範囲内において、政令で定める。

(種畜法の廃止)

2 種畜法は、廃止する。

(経過規定)

3 この法律施行の際、現に種畜法
第三條の規定により証明書の交付
を受けている家畜は、この法律に
規定する種畜とみなし、当該証明
書は、第四條の規定により交付さ
れた種畜證明書とみなす。

4 この法律施行の際、現に種畜法
の規定により設立されている家畜
登録協会（以下「旧協会」という。）
については、附則第二項及び第十
七項の規定にかかわらず、なお從
前の例による。

5 旧協会であつてこの法律施行の
時に現に存するもの（清算中のも
のを除く。）は、その時に解散す
る。

6 旧協会は、前項の期間内におい
て、政令で定める手続に従い、他
の法律に基く団体となることがで
きる。

7 旧協会は、解散したときは、そ
の日から起算して九十日をこえない
期間内において、清算を完了し
なければならない。

8 第六項の政令には、事業者団体
法（昭和二十三年法律第二百九十一
号）若しくは私的独占の禁止及び
公正取引の確保に関する法律（昭
和二十一年法律第五十四号）の適
用を排除し、又はこれらの規定に
基づき、公正取引委員会の職権に影響
を及ぼす規定を設けることができ
ない。

9 この法律施行の際、現に引き続
き一年以上家畜人工授精の業務を
行つていた者は、この法律施行の
日から二年間は、第六條の規定
により家畜人工授精の免許を受
けた者とみなす。

10 第二十二条第一項の規定は、前
項の者が家畜人工授精の免許を
受けているとみなされる間は、適
用しない。

11 附則第九項の者は、この法律施
行の日から三箇月以内に省令で定
める手続により、都道府県知事に
届けなければならぬ。

12 前項の規定による届出をしなか
つた者については、同項の期間経
過後は、附則第九項の規定は、適
用しない。

13 この法律施行の際、現に引き続
き一年以上家畜人工授精の業務を
行つていた施設は、この法律施行
の日から一年間は、第二十四条の
許可を受けた家畜人工授精所とみ
なす。

14 前項の施設の開設者は、この法
律施行の日から三箇月以内に省令
で定める手続により都道府県知事
に届け出なければならない。

15 前項の規定による届出がなかつ
た施設については、同項の期間経
過後は、附則第十三項の規定は、
適用しない。

16 第二十二條第一項の規定によ
り改正する。

17 第六條第一項第三号中「二種
畜法（昭和二十三年法律第二百九
五号）の規定に基いて設立された
家畜登録協会」を削る。

〔審査報告書は都合により最終号
に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

18 昭和二十五年四月十五日

参議院議長 佐藤尚武殿
衆議院議長 黒原喜重郎
造林臨時措置法案

造林臨時措置法案

19 第一章 事業者団体法の一部改正

第二章 造林地（第一條～第四條）

第三章 造林者（第十三條～第十
八條）

第四章 権利関係の調整（第十九
條～第二十一條）

第五章 離則（第二十二條～第二
十六條）

第六章 罰則（第二十七條～第一
十九條）

附則 第一章 総則

（目的及び趣旨）

第一條 この法律は、森林資源を培
養して國土の保全を図るために急遽
に森林を造成することを目的とする
ものである。

2 この法律の規定に基づく行政権の
発動は、前項の目的を達成するた
め必要な程度に限定されねばなら
ない。

3 代表者は、都道府県知事に対
し、共同者を代表する。
(处分等の行為の承認人に対する
効力)

4 この法律又はこの法律に基
く命令の規定による処分、手続そ
の他の行為は、次條の伐採跡地等
につき所有権その他の権利を有す
る者の承認人に対しても、その効
力を有する。

第五條 都道府県知事は、伐採跡
地、無立木地若しくは散生地たる
森林又は原野（以下「伐採跡地等」
と総称する。）であつて緊急に造林
を行ふことを必要とするものを造林
地として指定することができる。

2 都道府県知事は、当該伐採跡地
等が左に掲げる基準に適合するの
でなければ、これを造林地として
指定してはならない。

1 都道府県知事は、当該伐採跡地
等を保護するため、その造林を必
要とする。

2 当該地方における総合的な土
地利用の見地から、その造林を
相当とすること。

3 技術的且つ經濟的にその造林
が可能であること。

第六條 伐採跡地等で左の各号の一
に該当するものは、造林地として
指定することができない。

一 國の所有又は管理に属するもの
二 自作農創設特別措置法（昭和
二十一年法律第四十三号）第三
十條の二第一項の規定により指
定されているもの、同法第四十
一條第一項の規定による売渡の
あつたもの及び同法第四十一條
の五第三項（同條第五項の規定
により適用する場合を含む。）

三 土地收用法（明治三十三年法
律第二十九号）その他の法令に
基づき收用又は使用されているも
の

四 試験研究の目的に供している
ものであつて主務大臣の指定す
るもの

旨並びに聽聞の期日及び場所を公示しなければならない。

- 五、その他省令で定めるもの
(造林計画)
- 第七條 都道府県知事は、造林地の指定をするには、造林計画を定めなければならない。

- 2 造林計画には、左に掲げる事項を定めなければならない。
一 造林地として指定すべき伐採跡地等の区域

- 二 造林計画には、左に掲げる事項を定めなければならない。
一 造林地として指定すべき伐採跡地等の区域

- 二 造林計画には、左に掲げる事項を定めなければならない。
一 造林地として指定すべき伐採跡地等の区域

- 三 造林計画には、左に掲げる事項を定めなければならない。
一 造林地として指定すべき伐採跡地等の区域

- 四 造林計画には、左に掲げる事項を定めなければならない。
一 造林地として指定すべき伐採跡地等が放牧又は採草の目的に供されている場合に

- は、これと造林との調整に關し必要な事項

- 五 その他造林に関し必要な事項

- 三 前項第三号の期限は、伐採その他により伐採跡地等になつた時
(原野にあつては、造林地として指定された日)から一年を経過した日以後の時を定めなければならない。

- 4 造林計画は、左に掲げる事項を勘査し、且つ、当該伐採跡地等につき森林法(明治四十年法律第四十三号)第九條又は第六十九條ノ三の規定による施業案(以下單に「施業案」という。)が編成されてゐる場合は、当該施業案で定めるところに従い、定めなければならない。

- 一 当該伐採跡地等の面積、地位
その他の状況
二 当該地方における造林の慣行
三 当該地方における苗木の生産状況及び供給事情

- 第八條 都道府県知事は、造林計画を定めたときは、省令で定める手続に従い、左に掲げる事項を公告し、且つ、当該伐採跡地等の所有者の閲通

者及び権原に基き当該伐採跡地等を使用し、又は収益する者に造林計画を記載した書面を送付しなければならない。

一 造林計画

二 当該伐採跡地等の所有者及び権原に基き当該伐採跡地等を使用し、又は収益する者の氏名又は名称及び住所

三 都道府県知事は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を同項の公告の日から六十日間縦覽に供しなければならない。

四 都道府県知事は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を同項の公告の日から六十日間縦覽に供しなければならない。

五 都道府県知事は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を同項の公告の日から六十日間縦覽に供しなければならない。

六 都道府県知事は、前項各号に掲げる事項を記載した書面を同項の公告の日から六十日間縦覽に供しなければならない。

七 都道府県農地委員会、市町村農業委員会及び省令で定める団体を代表する者は、聽聞に参加して意見を述べることができる。

八 都道府県知事は、聽聞の結果に基き事案の決定を行ふ。

九 前項の決定は、理由を附した文書をもつて行い、且つ、その写を異議の申立て

十 第一項の公告があつたときは、造林計画に基く植栽が完了するまでは、当該造林計画に係る伐採跡地等においては、造林計画によらないで森林を造成してはならない。

十一 第一項から前項までに定めるもの外、異議の申立てをした者に対する手続について必要な事項は、省令で定める。

(造林計画の確定)

第九條 造林計画に係る伐採跡地等の所有者又は権原に基き当該伐採跡地等を使用し、若しくは収益する者であつて當該造林計画について異議があるものは、都道府県知事に対しても、異議の申立てをすることができる。

第十條 造林計画は、第八條第二項の期間内に前條第一項の規定による異議の申立てがないときはその期満了の時に、同項の規定による異議の申立てがあった場合においてそのすべてについて同條第八項の規定による決定があつたときはその決定の時に、確定する。

十一 造林地が土地收用法その他の法令に基き收用され、又は使用されたとき。

十二 造林地が土地收用法その他の法令に基き收用され、又は使用されたとき。

十三 第十四條第一項(第十七條第二項)において準用する場合を含む。の規定による申請がなかつたときは、遅滞なくその旨を公表しなければならない。

十四 都道府県知事は、異議の申立てを受けたときは、前條第二項の期間内に、理由を記載した申立書を都道府県知事に提出してしなければならない。

十五 都道府県知事は、異議の申立てを受けたときは、前條第二項の期間内に、理由を記載した申立書を都道府県知事に提出してしなければならない。

十六 都道府県知事は、異議の申立てを受けたときは、前條第二項の期間内に、理由を記載した申立書を都道府県知事に提出してしなければならない。

十七 都道府県知事は、異議の申立てを受けたときは、前條第二項の期間内に、理由を記載した申立書を都道府県知事に提出してしなければならない。

十八 都道府県知事は、異議の申立てを受けたときは、前條第二項の期間内に、理由を記載した申立書を都道府県知事に提出してしなければならない。

いて土地の形質を変更し、工作物を設置し、又は当該造林地を林木育成以外の目的に使用する権利を設定しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、植栽に支障を及ぼさない場合には、この限りでない。

二 造林地の所有者又は権原に基き当該造林地に着手して当該造林計画による植栽に着手し、又はこれを完了したときも同様とする。

二 前項の期間内に同項の届出がないときは、都道府県知事は、退避なく、同項の者に対して、催告を受けた日から二十日以内に届け出なければ他の者を当該造林地の造林者として指定すべき旨を催告しなければならない。

三 前項の届出がないときは、都道府県知事は、都道府県は、その者に対する許可を受けられなかつたことによつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

四 前項の届出がないときは、都道府県は、都道府県知事は、省令で定める手続に従い、当該造林地につき造林者を指定すべく旨を退避なく公告し、且つ、第八條第一項各号に掲げる事項を記載した書面を公告の日から三十日間縦覽に供しなければならない。

(造林者の指定)

第十四條 前條第二項の規定による届出がないときは、都道府県知事は、省令で定める手続に従い、当該造林地につき造林者を指定すべく旨を退避なく公告し、且つ、第八條第一項各号に掲げる事項を記載した書面を公告の日から三十日間縦覽に供しなければならない。

二 前項の指定を受けようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事が指定する期間内に、都道府県知事に對してその申請をしなければならない。

三 都道府県知事は、前項の規定による申請をした者のうち、左に掲げる順序により最優先順位にある者を造林者として指定しなければならない。

四 都道府県知事は、前項の規定による申請をした者のうち、左に掲げる順序により最優先順位にある者を造林者として指定しなければならない。

五 都道府県知事は、前項の規定による申請をした者のうち、左に掲げる順序により最優先順位にある者を造林者として指定しなければならない。

六 都道府県知事は、前項の規定による申請をした者のうち、左に掲げる順序により最優先順位にある者を造林者として指定しなければならない。

七 都道府県知事は、前項の規定による申請をした者のうち、左に掲げる順序により最優先順位にある者を造林者として指定しなければならない。

八 都道府県知事は、前項の規定による申請をした者のうち、左に掲げる順序により最優先順位にある者を造林者として指定しなければならない。

九 都道府県知事は、前項の規定による申請をした者のうち、左に掲げる順序により最優先順位にある者を造林者として指定しなければならない。

十 都道府県知事は、前項の規定による申請をした者のうち、左に掲げる順序により最優先順位にある者を造林者として指定しなければならない。

十一 都道府県知事は、前項の規定による申請をした者のうち、左に掲げる順序により最優先順位にある者を造林者として指定しなければならない。

内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。造林地の指定前ににおいて当該造林地に着手して当該造林計画による植栽に着手し、又はこれを完了したときも同様とする。

二 前項の期間内に同項の届出がないときは、都道府県知事は、退避なく、同項の者に対して、催告を受けた日から二十日以内に届け出なければ他の者を当該造林地の造林者として指定すべき旨を催告しなければならない。

三 前項の届出がないときは、都道府県知事は、都道府県は、その者に対する許可を受けられなかつたことによつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

四 前項の届出がないときは、都道府県は、都道府県知事は、省令で定める手続に従い、当該造林地につき造林者を指定すべく旨を退避なく公告し、且つ、第八條第一項各号に掲げる事項を記載した書面を公告の日から三十日間縦覽に供しなければならない。

(造林地指定の効果)

第十一條 造林地の指定があつたときは、当該造林計画に基く植栽が完了するまでは、当該造林地につき造林を行うのに十分な協同申請者

二 当該造林地につき造林を行うのに必要な苗木の購入、労務者への雇用その他についての資力を有する個人

三 当該造林地につき造林を行うのに十分な自家労力及び経営能力を有する個人又は当該造林地につき造林を行うのに十分な協同申請者

四 当該造林地につき造林を行うのに必要な苗木の購入、労務者への雇用その他についての資力を有する個人

五 当該造林地につき造林を行うのに必要な苗木の購入、労務者への雇用その他についての資力を有する個人

六 当該造林地につき造林を行うのに必要な苗木の購入、労務者への雇用その他についての資力を有する個人

七 当該造林地につき造林を行うのに必要な苗木の購入、労務者への雇用その他についての資力を有する個人

八 当該造林地につき造林を行うのに必要な苗木の購入、労務者への雇用その他についての資力を有する個人

九 当該造林地につき造林を行うのに必要な苗木の購入、労務者への雇用その他についての資力を有する個人

十 当該造林地につき造林を行うのに必要な苗木の購入、労務者への雇用その他についての資力を有する個人

十一 当該造林地につき造林を行うのに必要な苗木の購入、労務者への雇用その他についての資力を有する個人

十二 当該造林地につき造林を行うのに必要な苗木の購入、労務者への雇用その他についての資力を有する個人

十三 当該造林地につき造林を行うのに必要な苗木の購入、労務者への雇用その他についての資力を有する個人

三 林産物の生産若しくは加工の業務を営む者又は水力発電事業

を営む者で、造林を行ふのに十分な能力を有する者

- 四 前各号に掲げる者以外の者

- 4 前項の規定により同順位の者があるときは、都道府県知事は、左の事項を勘案して指定しなければならない。

一 その者の造林についての技

能、経験その他経営能力の程度

二 その者の住所若しくは居所又は業務に從事する場所と当該造林地との地理的関係

三 その者の営む業務と当該造林地についての造林との関連の程

度

5 森林組合、学校設置者、地方公

共団体その他省令で定める團体が

第二項の申請をした場合において、当該造林地の自然的環境その他の事情によりこれらの者を造林者とすることを相当とするときは、都道府県知事は、第三項の規定にかかわらず、これらの者を造林者として指定することができます。

6 都道府県知事は、造林者の指定

をしたときは、省令で定める手続

に従い、遅滞なくその旨を告

し、且つ、これを当該指定造林者

及び当該造林地の所有者に通知し

なければならない。

7 前項の公告があつたときは、指

定造林者でなければ、当該造林地

につき造林計画に基く植栽をしてはならない。

(造林計画の変更等)

第十五條 左に掲げる場合において、造林者が第七條第二項第三号の期限の延長を申請したときは、

都道府県知事は、その期限を延長しなければならない。

一 苗木を入手することができな

いため当該造林計画に基く植栽

をすることができないとき。

二 造林に必要な資金の融通又は

補助金の交付を受けるべき者が、その融通又は交付を受ける

ことができなかつたため当該造

林計画に基く植栽をすることが

できぬとき。

3 造林者は、当該造林地に

しくは採草の目的を使用し、若し

くは収益する者は、造林計画を定

めることとなつた事情が著しく変

更したときは、都道府県知事に対

して、当該造林計画の変更又は造

林地の指定の解除を申請すること

ができる。

4 前項の規定による指示があつた

場合には、第一項及び第二項の規

定を準用する。

5 指定造林者は、当該造林地に

いて当該造林計画に基く植栽を中

止したときは、遅滞なくその旨を

都道府県知事に届け出なければな

らない。

(造林者の補充指定)

第六條 左に掲げる場合には、都

道府県知事は、当該造林地につき

別に造林者を指定する。

一 造林者が造林計画に定められ

た植栽を完了すべき期限までに

その植栽を完了しなかつたと

き。

第十七條 左に掲げる場合には、都道府県知事は、当該造林地につき造林者を指定する。

一 造林者が造林計画に定められた植栽を完了すべき期限までに

その植栽を完了しなかつたと

き。

二 前條第三項の場合において、

造林者が同項の期限までに再植

栽を完了しなかつたとき、又は

これを完了する見込がないと

き。

三 指定造林者が前條第五項の規

定により当該造林計画に基く植

栽を中止した旨の届出をしたと

き。

四 指定造林者が当該造林計画に

基く植栽の完了前において、當

該造林地を林木育成の目的に使

用することができる地上権その

他の権利を譲渡し、又は貸し付

けたとき。

5 裁定においては、左に掲げる事

項を定めなければならない。

3 前項の検査の結果植栽の成績が著しく不良で成林の見込がないと認められるときは、都道府県知事は、造林者に対して更に期限を定めて再植栽を行うべきことを指示

することができる。但し、その者が再植栽を行ふ見込がない場合には、この限りでない。

4 前項の規定による指示があつた場合には、第一項及び第二項の規定を準用する。

5 指定造林者が第一項各号の一に該当するに至つたときは、同項又は第十四条の規定によりその者の受けた指定は、前項において準用する第十四条第一項の規定による公告の時にその効力を失う。

(相続等による承継)

第十八条 指定造林者が死亡し、又は解散した場合において、相続又は合併により指定造林者の地位を承継した者がその承継の日から三十日以内にその旨を都道府県知事に届け出たときは、その者は、その承継の日に指定造林者となつたものとみなす。

第六章 権利関係の調整

(地上権の設定)

第十九條 指定造林者は、当該造林地の所有者に対して、当該造林地についての当該造林計画に基く造林を目的とする地上権の設定及びこれに伴う権利関係の調整に関する協議を求めることができる。

7 裁定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならなければならぬ。

8 都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を指定造林者及び当該造林地の所有者に通知し、且つ、これを公告しなければならぬ。

9 前項の公告があつたときは、裁定で定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみなす。

10 裁定において定められた持分の割合に不服がある者は、第八項の公告の日から九十日以内に訴をもつてその増減を請求することができます。

11 前項の訴においては、指定造林者又は当該造林地の所有者を被告とする。

12 前項の訴においては、指定造林者が設定された場合において、指定造林者と当該造林地の所有者との共有とする。

13 前項の規定による申請があつたときは、都道府県知事は、その旨を当該造林地の所有者に通知し、期間を指定して意見書を提出する機会を與えなければならない。

14 指定は、その申請の範囲をこえ

ることができない。

15 裁定においては、左に掲げる事

項を定めなければならない。

一 地上権の目的たる土地

二 地上権設定の時期及びその存続期間

三 次條の規定による共有の持分の割合

四 次條に規定するものの外、当事者の共有とすべき林木その他の地上権の設定に伴う権利関係の調整に関する事項

五 次條に規定するものの外、当事者の共有とすべき林木その他の地上権の設定に伴う権利関係の調整に関する事項

六 前項第三号の持分の割合は、当該造林地の地代、公租公課及び造林に要する費用を勘案して定めなければならない。

7 裁定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附さなければならなければならぬ。

8 都道府県知事は、裁定をしたときは、遅滞なくその旨を指定造林者及び当該造林地の所有者に通知し、且つ、これを公告しなければならぬ。

9 前項の公告があつたときは、裁定で定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみなす。

10 裁定において定められた持分の割合に不服がある者は、第八項の公告の日から九十日以内に訴をもつてその増減を請求することができます。

11 前項の訴においては、指定造林者又は当該造林地の所有者を被告とする。

12 前項の訴においては、指定造林者が設定された場合において、指定造林者と当該造林地の所有者との共有とする。

13 前項の規定による申請があつたときは、都道府県知事は、その旨を当該造林地の所有者に通知し、期間を指定して意見書を提出する機会を與えなければならない。

14 指定は、その申請の範囲をこえ

ることができない。

15 裁定においては、左に掲げる事

項を定めなければならない。

(造林地についての他の権利の消滅)

第二十一条 造林者は、所有権以外の権原に基き当該造林地を林木育成の目的に使用し、及び収益することができる他の者がある場合において、必要があるときは、その者に対して、当該権利の消滅に関する協議を求めることができる。

2 造林者は、所有権以外の権原に基き当該造林地を林木育成以外の目的に使用する者がある場合において、当該使用が造林計画に基づく造林を行ふのに支障となるときは、その者に対して、当該使用的制限又は停止に関する協議を求めることができる。

3 前二項の場合において、協議がととのわないときは、当該造林者が、都道府県知事の認定を申請することができる。

4 第一項の協議に係る裁定においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 消滅すべき権利の内容

二 消滅の時期

三 当該権利の消滅により補償すべき損失並びにその支拂の方法及び時期

5 第二項の協議に係る裁定においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 当該使用の制限又は停止により補償すべき損失がある場合には、その補償金額並びにその支拂の方針及び時期

6 第三項の規定による裁定については、第十九條第三項、第四項及びその期間

び第七項から第十一項までの規定を準用する。この場合において、同條第十項中「持分の割合」とあるのは、「補償金額」と読み替える。

第五章 雜則

(施業案)

第二十二条 この法律に基き植栽した林木の所有者は、施業案に従つて、これを育成し、且つ、伐採しなければならない。

(他の法律に基く処分の禁止)

第二十三条 造林計画に係る伐採跡地及び造林地については、自作農創設特別措置法第三十條若しくは第三十七條の規定による買收若しくは使用又は同法第三十條の二の規定による指定をすることができない。

(耕生)

第二十四条 都道府県知事は、この法律の実施を確保するため特に必要なときは、伐採跡地等の所有者その他これに権利を有する者に対して必要な報告を命ずることができる。

(調査)

第二十五条 都道府県知事は、この法律の実施を確保するため特に必要なときは、その職員に伐採跡地等に立ち入らせ、所要の調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証票を持たし、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

2 第二十六条 第十九條の規定による裁定に係る地上権の登記の登記は、登記権利者だけでその申請をすることができる。

2 前項の登記の申請書には、第十條第八項の規定による公告のあつたことを記する書面を添附しなければならない。

3 第一項の登記については、不動産登記法(明治三十二年法律第一十四号)第二百三條第二項及び第三項並びに第三百三條ノ二の規定を準用する。

(第六章 罰則)

第二十七条 第八條第三項、第十一條又は第十四條第七項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十八条 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

(補見義男君登壇、拍手)

○補見義男君 只今議題となりました牧野法案、家畜改良繁殖法案及び造林臨時措置法案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果につきまして逐次御報告申上げます。まず最初に牧野法案について御報告申上げます。畜産の振興と牧野の生産性の維持向上及び牧野經營の合理化とが極めて密接不可分の関係にありますことは、ここに申上げるまでもないところでございます。従つて牧野の改良は古くからその必要が強調せられておつたのであります。昭和六年に現行牧野法が施行せられ、法律的にも牧野の改良が制度化されたのであります。が、この法律は當時の国情を反映いたしておりました関係上、軍馬資源の涵養という目的もあり、又その内容におきましても強制設立、強制加入制度が、この法律は、都道府県知事は、その必要の限度において、期間及び区域を定め、当該牧野の所有者その他の権原に基き管理を行う者に対して、草種又は草生の改良その他牧野の改良及び保全に關するべき措置を指示することができる。」ことといたしておるの

に當りましては、当該牧野の所有者その他の関係者に十分意見を述べる機会を與えますと共に、この指示を実施したため損失を受けた者に対しましては、國がその損失を補償することといつたのであります。

して五年を経過した後は、行うことができない。

3 第九條第七項中「市町村農業委員会」とあるのは、自作農創設特別措置法の一部を改正する等の法律(昭和二十五年法律第一号)第七項の施行の日の前日までには、「市町村農業委員会」と読み替える。

3 前項の登記の申請書には、第十條第八項の規定による公告のあつたことを記する書面を添附しなければならない。

2 この法律の施行日から起算して六十日をこえない期間において、政令で定める。この法律による造林地の指定は、この法律の施行の日から起算して六十日をこえない期間において、政令で定める。

2 この法律の施行日から起算して六十日をこえない期間において、政令で定める。この法律による造林地の指定は、この法律の施行の日から起算して六十日をこえない期間において、政令で定める。

第三は、牧野の害虫駆除に関する点であります。即ち牧野に害虫が発生し、これが他に蔓延する虞のある場合において、都道府県知事は必要があるときは区域、期間及び駆除の方法を定め、当該牧野の所有者その他権原に對しましては、国において必要な整備を行ふ者に対し、その害虫を駆除すべき旨を指示することができる。ことといたしておるのであります。

尚、以上の牧野改良及び害虫駆除事業に對しましては、国において必要な資金の融通、牧野草の種子及び牧野樹林の種苗の供給等に關し必要な奨励措置を講ずる旨を法律の規定上明らかにいたしておるのであります。本法律案は制定の趣旨及びその主なる内容は大体以上の通りでありますか、委員会は本案の審議に當りますては、先ず牧野についての現状、牛馬の放牧状況、国有林野解放の実施方針、牧野と農地改革との調整等の問題について質疑を重ね、又逐條審議をいたしたのであります。が、それらの経過につきましては、その詳細を会議録によつて御承知願うことといたします。

かくて委員会は慎重審議の結果、各委員共同提案を以て原案に修正を加えることといたしましたのであります。即ちその修正点は施行期日に関する部分でございまして、原案においては本法は公布の日から起算して九十日を超えない範囲において政令を以て定めることといたしておりますのを、保護牧野に關する本法第三章の規定の施行期日を他の規定の施行期日と切離し、昭和十六年四月一日から施行することとしたのであります。その修正理由は、先程も本案の内容の第二点として御説明申上げましたごとく、都道府県知事が牧野の改良保全に關し必要な指示をなし、それによつて損失を受けたものに対するは國において

予算の範囲内で補償することにより後始末を付けることとしたておるのであります。が、その必要な予算が本年度予算には計上されておりませんので、かくして損失を受けた者に対する救済の途がなく、法律の建前から申しても不適当でありますので、次の国会において予算の計上を待つてから関係規定を施行することが妥当であると認めたからでございます。尤も次の通常国会に至るまでの間ににおいて臨時国会等が開かれ、その際に必要な予算が成立いたしますれば、その際は改めて改正し、施行期日も繰上げたいと考えております。

以上の経過を経ました後、委員会は討論、採決の結果、全会一致を以て本案を一部修正議決することに決定いたしました次第でござります。

次に、家畜改良増殖法案について御報告申上げます。

家畜の改良増殖の基本条件として、優良種畜の確保及びその利用増強が如何に重要であるかはすでに御承知の通りであります。従つて現行の種畜法により鋭意その施策が進められておりますが、本法案は種畜法施行の経過に鑑み、その一部を改正して本法にこれを包摂いたしますと共に、最近急激な普及を示しておりますところの家畜人工授精の健全なる発達を図るために、これに必要な規制を加えるとしておるのであります。本法案の主な内容は、種畜の確保と家畜人工授精の二点であります。が、同時に本法制定に当り、法律の第二條の規定において、國又は都道府県は家畜の改良増殖の促進に有効な事項については種種的にこれを行わなければならない旨を明らかにいたしておるのであります。

次に、法案の内容の第一点たる種畜の確保につきましては、只今申上げ

期又は臨時に行うところの検査を受け、種畜明書の交付を受けておるものに限るのであります。が、不測の事故により種畜を補充する必要が生じたときはこれを機動的に行わせるために、都道府県知事をして臨時に種畜検査を行わしめ、種畜を補充せしむる送達新たに聞くこといたしておるのであります。

第二に、家畜人工授精の点につきましては、その健全な発達を図るために業として家畜人工授精の仕事を行ふものを都道府県知事の免許制度とし、又家畜人工授精所の開設につきましても同じく知事の許可制度といたします。外、家畜人工授精用精液の採取、処理、検査、譲渡等につきましても、所要の規制を加えることとしたしておるのであります。このことは元来家畜に対する人工授精術の应用は我が国におきましても十数年以前から試みられておるのであります。特にここ数年来急激に普及し、政府の普及推進と相俟つて現在飛躍的発展の段階に達しておる実情であります。が、一歩その運用を誤れば将来の健全な発達に重大なる影響がありますので、この際これに適当な規制を加え、その適正なる実施を確保せんとする趣旨であります。

次に、本案の審議に當り、委員会において最も問題となりましたのは、種畜の検査手数料に関する点であります。即ち法案の第三十六條において、農林大臣又は知事の行う種畜検査に對し、一千円以下の手数料を徴することとなつておるのであります。これは毎年徴収することになるばかりでなく、現行種畜法においては手数料を徴して

おらず、而も家畜改良・増殖法と銘打つて積極的に大きく乗り出そうとする際、遂に從来の無数教科主義から徵収は主義に移行することは、むろん道行であり、更に国の検査に要する経費は大でに二十五年度予算にも計上せられており事情から申ししましても、一層その矛盾が感ぜられまするので、委員会は各委員共同提案を以てこの検査手数料は從来通り徵収せられないよう修正されることとしたいたのであります。

又質疑終了後、討論においては、岡村、羽生、藤野等の各委員より、眞にこの法律の題名に即応することなく具体的な法の運用において原案を修正する後、本案は全会一致を以て原案を採決することと決定いたした次第であります。

最後に造林臨時措置法案につきまして御報告申上げます。先づ法律案提出の趣旨並びにその内容について申上げます。我が國の森林が戰時及び戰後の過伐、濫伐によつて著しく荒廃し、その結果森林資源の甚だしき減耗はものより、數次の大灾害の直接間接の原因となります。従つて治山治水の緊急性となり、造林の必要が一般に強調せられ、本会議上においてもばく論議せられましたことは御承知の通りあります。即ちこれを具体的な数字について目までも、過去十年余に亘る植伐不均衡による結果は、昭和二十三年において国有林で約三千万町歩、民有林において約百一千万町歩、合計約百五十五万町歩の伐採跡地の造林未済地が累積しておる実状であります。このような森林再生過程における著しい不均衡が、国土の保全はもとより将来の林業生産

物需給の上にも重大な支障を招くに至ることは、ここに多くの申上げるまでもないところであります。従つてこの問題解決のためには政府も努力いたして参りましたが、国会をいたしましてもその独自の立場から特に重大な関心を拂い、ときには決議の形を以てその意思の表明を行なつたのであります。が、なかんずく再造林を確保し、林業成立の基礎を確立するとの緊要性を痛感いたしまして、夙に衆參両院有志議員を以て組織する林業懇話会において、これを法律的にも制度化すべくかねて研究が続けられ、前国会においてその成立を企図いたしましたことは御承知の通りであります。時たまく政府の側におきましても同様の計画がありましたので、兩者の緊密なる連繫の下に、政府提案の形を以てこれが実現に努めたのであります。時間的に手続が遅れましたとの予算的措置が不十分のため、遂に前国会においては間に合わず、漸く今国会において提案の運びとなつた次第であります。本法案を裏打ちとして他方造林費に対する補助金の交付、資金の融通等の措置を講じ、政府の造林五ヶ年計画におきましては、今後の伐採跡地も含め、民有林において二百万町歩の造林を予定いたしておるのであります。

資金の融通、苗木の確保その他の施策の実行に当つては、この法律に基く造林の実施を確保するよう努めなければならない。「旨を明らかにいたしておるのであります。次は造林地の指定でござりますが、法律の第五條において、都道府県知事は、この法律施行のときから五ヶ年間現に存する「伐採跡地、無立木地若しくは散生地たる森林又は原野(中略)であつて緊急に造林を行うことを必要とするものを造林地として指定することができます。」のであります。が、その指定をなすに当たりましては第一に「森林資源を培養して国土の保全を図るために、その造林が可能であること。」第二に「当該地方における総合的な土地利用の見地から、その造林を相当とすること。」第三に「技術的且つ経済的にその造林が可能であること。」の三つの基準に適合することが必要とせられるのであります。又造林地を指定するには、その造林計画を定めてする必要とせらるべきは、造林地の指定があつたときは、その所有者又は使用収益権者が、造林計画に定められた期限までにその計画に従つて植栽を完了することが期待されておるのであります。次に造林者の指定であります。が、造林地の所有者又は使用収益権者が造林をするつもりでその申出をした場合でも、造林計画に定められた期限までに植栽を完了しなかつたときは同様に造林者を指定することとしております。尚右の植栽期限につきましては法律の十五條におましま

き、尙今後政府の特段の善處或いは努力を必要とする事を認めまして、これらの方について質疑に際し或いは討論において各委員より熱心なる希望が附せられましたる上、採決の結果は全会一致を以て本案は衆議院送付原案通りこれを可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

先づ牧野法案、家畜改良殖産法案全部を問題に供します。両案とも委員長の報告は修正議決報告いたします。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に、造林臨時に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第十五、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出衆議院送付)を議題といたします。先づ委員長の報告を求めます。労働委員長原虎一君。

〔審査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。昭和二十五年四月二十二日
衆議院議長佐藤尚武殿
衆議院議長 紫原喜重郎
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律
第一條 労働者災害補償保険法(昭和二十一年法律第五十号)の一部を次のよう改正する。
第二條 第三十二条第一項中「二十銭」を「八銭」に改め、同條に次の一項を加える。
前項の場合において、保険料額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料額は、その納付があつた保険料額を控除した金額によつて改正する。
第三條 失業保険法(昭和二十一年法律第五十六号)の一部を次のよう改正する。
第二十六条第一項中「二十銭」と「八銭」に、同條第一項中「前二項」と「前二項」に、同條第三項中「前二項」を「前二項」に改め、同條第一項の次に次の二項を加える。
前項の場合において、保険料額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる保険料額は、その納付があつた保険料額を控除した金額によつて改正する。

○原虎一君登壇、拍手）
〔原虎一君登壇、拍手〕
期間に対応する延滞金について適用する。
○原虎一君登壇、拍手）
本提案の理由並びに内容について申上げまするが、今般国税徵收法の一部を改正して、從来の国税滞納の場合におきまする延滞金の率を引下げるとなりましたので、これに步調を合せて労働者災害補償保険及び失業保険の保険料滞納の場合におきまする延滞金の率を従来の日歩二十銭から日歩入錢に引下げる点、及びこの保険金納付者の便宜のために滞納保険料の一部納入に関しまして新たに規定を設けました点であります。
委員会におきましては別段の質疑もなく、討論に入りましたところ、田村委員より延滞金の率を引下げるとは妥当な措置であるから賛成するとの討論がありました。かくて討論を終結して採決に入りましたところ、多數を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告申上げます。（拍手）
○誰畏（佐藤尚武君） 別に御發言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立者多数〕
○誰畏（佐藤尚武君） 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。
○誰畏（佐藤尚武君） この際、日程第十六、労働省設置法等の一部を改正する法律案、日程第七、建設省設置法等の一部を改正する法律案（いずれも内閣提出、衆議院送付）、以上兩案を二

括して議題とする」と御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤尚武君） 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。内閣委員長河井彌八君。

〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

労働省設置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれによつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年四月二十一日

衆議院議長 鮎原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

労働省設置法等の一部を改正する法律案

労働省設置法等の一部を改正する法律案

第一條 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第四十号を次のように改める。

四十 失業保険の任意適用事業

の事業主又は任意適用の日雇労働者が加入又は脱退の申諾

をした場合に、これを認可すること。

第八條第十号中「産業安全研究所及び労働基準監督官研修所」を「産業安全研究所及び労働基

業安全研究所及び労働基準監督官研修所」に改める。第六号の次に次の一号を加える。

七 国家公務員その他の国会の議

決を経た歳出予算によつて給與が支給される者に対し失業

保険法（昭和二十一年法律第百四十六号）に規定する條件に従つて行う退職手当の支給に關すること。

第十一條中「産業安全研究所」を「労働基準監督官研修所」に改め、「産業安全研究所」を「労働基準監督官研修所」に改める。

第十二條の二 労働基準監督官研修所は、労働基準監督官に対する職務を行ふのに必要なる。

第十二條の二に次の一條を加え

2 労働基準監督官研修所は、東京都に置く。
3 労働基準監督官研修所の内部組織は、労働省令で定める。

訓練を行ふ機関とする。
〔審査報告書は都合により最終号
附録に掲載〕

建設省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれによつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十五年四月二十二日

衆議院議長 鮎原喜重郎

参議院議長 佐藤尚武殿

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法（昭和二十三年法律百十二号）の一部を次のように改める。

第一條 第十六条第一項の表中地方特殊技能試験審議会及び衛生管理者試験審議会の項を削る。

第十八条中第二項を第三項とし、第三項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 公共職業安定所は、前項に定めるものの外、國家公務員その他国会の議決を経た歳出予算による特例を設ける場合に、これを認可すること。

三十 公共職業安定所は、前項に定めて「を削り、「都道府県内の一部を管轄区域とする」を「又は二以上

の都道府県の区域の一部を管轄区域とする」に改め、同條第三項中

「特別地区職業安定審議会は、労働大臣又は隣接都道府県知事の請

問に、「を削り、「都道府県及び地

区職業安定審議会」を「地方職業安

定審議会及び地区職業安定審議會に改め、同條第四項中「隣接が

ある特別地区職業安定審議会及び

地区職業安定審議会」を「関係地

土木審議会 建設省設置法（昭和二十三年法律百十二号）の一部を次のように改める。

第一條 第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第六項とし、同條第一項の次に次の四項を加える。

2 土木審議会（以下「審議会」といふ。）は、建設大臣及び委員二十五人以内で組織する。

3 審議会の委員は、関係行政機關の職員、地方公共團體の職員、土木に関する学者及び土木に関する者二十人以内

を割り、同條第六項の規定によるもののは、委員の総数の四分の一以上であることができる。

4 土木に関する専門的事項を調査審議するためには必要があるとき

は、審議会に専門委員二十人以内を置くことができる。

5 専門委員は、専門の知識を有する者の中から、非常勤の国家公

務員として、建設大臣が任命する。

第十二條第一項の表中関東地方建設局の項を次のように改める。

正する。
第三條第二十六条の二に次のように改める。
二十六の二 公共団体、日本国有鉄道又は日本専売公社の委託に基き、建設工事、土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影を行い、並びに建設工事用資材の加工及び建設工事用機械の修理に関する事務を行ふこと。

第四條第四項中「他の局」の下に「及び地理調査所」を加える。
第七條中「第三條第二号に規定する事務」の下に、同條第二十六号の二に規定する事務のうち土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影に関するもの」を加える。
第十條第一項の表中官庁常務審議会、河川審議会及び道路審議会の項を削り、同表中の測量審議会の項の次に土木審議会の項を次のように加える。

「及び地理調査所」を加える。
第三條第二号に規定する事務」の下に、同條第二十六号の二に規定する事務のうち土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影に関するもの」を加える。

第七條中「第三條第二号に規定する事務」の下に、同條第二十六号の二に規定する事務のうち土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影に関するもの」を加える。

針はどういうふうにするのであるかと、
いう点等であります。この官庁當審議会で
は関係各官庁の部局の実際の協議会で
いてこの仕事をやつて行くのであるから、
これが廃止せられても、併しこれ
は何ら差支ないのであるという説明
がありました。土木審議会の委員につ
きましては、大体すでにこれで廃止され
ますところの河川審議会の委員が三
十人、道路審議会の委員が三十人、そ
れから又遡りますが、官庁當審議会
会、これはすつかり廃止されてしま
のであります。その審議会の委員が三
十人、委員は建設大臣及び二十五名以内で以
て、合計百十人の委員がなくなる
のであります。今度土木審議会の委
員は建設大臣及び二十名以内で以
て、合計百十人の委員がなくなる
のであります。それで、この土木審
議会の構成は、関係各官庁の部
局の実際の協議会で、このうちで資
本に専門の知識を持つておる学者、そ
の他調査研究団体の専門家等が入ると
いう予定であります。又このうちで資
本に専門の知識を持つておる学者等
が、行政官廳、地方公共団体の職員及び
専門家等が入ることであります。
それでこの土木審議会の構成は、委員
会の構成は、建設大臣及び二十名以内で以
て、合計百十人の委員がなくなる
のであります。専門家等が入ることで
あります。専門家等が入ることで、
まだ説明には入っておらんといふ説明
でありました。その外この審議会につ
いては、必要がある場合には専門知識
を有しておる人々から、非常勤の公務
員として二十人以内の専門委員を置く
ことができるという点であります。そ
れが明らかになりました。更に関東地
方建設局の所在地が船橋から東京都に
移されるのはどういうわけであるか、又こ
の地方建設局の仕事は、一体どの程度
の必要性があるのであるかというよう
な質問もありました。これに対しまし
ては、やはり船橋よりは東京の方が事
務の執行上便利であるという点、それ

から又どれだけの仕事が、どういうふうな仕事をやつて行くべきか、即ちこれにつきましては國の直轄工事に対する態度が直接やることがよろしいか、或いは國が直接やることがよろしいかというような問題に歸着したのであります。結局第一点につきましては、地方行政調査委員会議の研究しているところであるが、政府としては政府県に跨がるような河川、或いは主要幹線道路、或いは大きな橋梁の工事等について、國全体として総合的に計画してその計画に基いてこの工事が必要である。どうしても國の直轄が必要であるという考え方をしているのであります。それから第二点については、工事の質、つまりでき上ったもののでき工合や、或いは經濟の効度、經濟的にどうで行き上るかということ、つまり最小の費用によつていい工事をするには、どういうことがいいのである、どうすればいいのである。結局國が直轄する方がいいのではないかといふ政府側の意見であります。それから最後に、地理調査所はどういう施設をなし、如何なる人員を使つているかといふ質問に対しましては、これは元陸軍の參謀本部の陸地測量部の仕事を引き継いだものであつて、相當に高度の技術を持つてゐる。而して人員は六百人程度であるとこうことを明らかにいたしました次第であります。

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。兩案は全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて兩案は全会一致を以て可決せられました。

條、第二十六條及び第二十七七條の規定は、適用しない。

2 前項に規定する定期航路事業者を営む者は、省令の定める手帳により、航路ごとに、その事業の開始又は廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。
(外国人に対する適用除外)

第四十二条の三 この法律の規定は、第二十八條から第三十一條までの規定を除き、日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体が、以外の者が、海上運送事業を営む場合には、適用しない。

第四十四条の次に次の二條を加える。

(船舶の譲受等の許可)

第四十四条の二 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体が、日本の国籍を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の団体が、他の団体以外の者の所有する船舶の譲受又は借受をしてうるときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、前項の中の請求が需要に対し著しく過剰にならず、且つ、海運の振興に資する旨を証明することにならぬ限り、これを許可しなければならない。

(船舶の譲渡等の許可)

第四十四条の三 日本の国籍を有する者又は日本の法令により設立された法人その他の団体が、その所有する船舶を、日本に同様の権利を有する者及び日本の法令により設立された法人その他の

体以外の者に譲渡又は貸渡をしようとするときは、運輸大臣の許可をうけなければならない。
2 運輸大臣は、前項の許可の中供給が需要に対し著しく不足にならず、且つ海運の振興に著しく支障を及ぼすことにならなければ、これを許可しなければならない。
3 第一項の規定により許可をうけた者は、航海の制限等に関する件（昭和二十年運輸省令第四十号）第二條の規定による運輸大臣の許可を要しない。
第四十七条の次に次の二條を加える。
第四十七条の二 第四十四条の二
又は第四十四条の三の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでした者は、十万円以下の罰金に処する。
第四十九條中「第二十三條又は第二十四條（第三十三條においてこれららの規定を準用する場合を含む。）を「第二十三條、第二十四條（第三十三條においてこれららの規定を準用する場合を含む。）又は第四十二条の二第二項」に改める。
第二條 臨時船舶管理法（昭和十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第四十四条の二第一項の規定のうち、船舶の借受の許可に關する部分は、この法律施行の日から一

年を経過した日に、その効力を失う。但し、その時までにした行為に対する罰則の適用については、その時以後も、なおその効力を有する。

〔中山等參君登壇、拍手〕

○中山義彦君 只今議題となりました

について、運輸委員会における審議の

この法律案の主なる内容を申上げま
るに付ひ総見を御報告いたす

すと、その一は、外国海運業者に対し

適用を除外する運送協定に関する規定

い」とする。その一は、日本の

海運業者の經營する対外定期航路事業二つを併せて、許可制と届出制に致

めること。その三は、現在臨時船舶管

の購入及び日本船の外国への譲渡、貸

港の許可に関する條項を本港に統合すること。その四は、外国船の搭受につ

いっては、日本海運の現状により、一年

ります。

本委員会において慎重審議を重ねま
上記、現状ニシテ「一は適当なる正法

と認め、原案通り可決することに全会一致を以て決定いたした次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第十九、中小企業振興に関する調査に関する件。委員長の報告を求めます。通商産業委員会理事廣瀬與兵衛君。

〔調査報告書は都合により最終号附録に掲載〕

○廣瀬與兵衛君 通商産業委員会においては、今般中小企業振興に關する調査を一應完了し、議長にまで報告書を提出いたしましたので、ここに右報告書の要旨を簡単に報告することとしたります。

元来中小企業が我が國経済において占むる地位の頗る重要なにも拘らず、これが対策は譲諭せらるるのみで、実施に移されることは極めて少いのが現状であります。過去一年我が国は経済政策の重大なる転換をなし遂げたのであります。その影響の悪い方面に強く受けたのは、外ならぬ中小企業でありまして、かかる際に中小企業の実態を把握し、諸困難の因つて来るゆ

えんを調査し、以てその振興方策を考究することは頗る緊要の要事であります。かかる意味で中小企業振興に関する調査承認要求を昨年十二月二十日議長に提出し、即日その承認を得たのであります。

さて、その調査の結果であります。が、この調査承認要求書にも記載しましたように、先ず中小企業金融に重点を置いたのであります。この金融問題は要求書を提出いたしましたとき、即ち昨年十二月にも問題になつておりますが、今年三月に至つて更に重大なる政治問題、社会問題にまで發展したこととは各位の御承知の通りであります。中小企業が金融に困つている原因について考えて見ますと、そこには大企業も含めた企業一般が困つてゐる事情とは別個に、中小企業特有の原因があるのです。それは凡そ二つの方面から窺われると思ひます。第一は、金融機関が中小企業に適応した形でないこと、即ち金融制度そのものから由來する原因であり、第二は、中小企業の側にいわゆる受入態勢ができない、そういうことから由來するものであります。

第一の金融機関について申しますれば、戰時、戦後を通じて金融機関の統合が極度に行われ、いわゆる五大銀行、十一大銀行等の出現となつたのであります。これが中小企業との関連が極めて薄いということになつております。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな

中小企業振興に関する調査に關する件〔議事日程第十九〕

ます。今回の調査でも大銀行の貸出のうち、中小企業に対する融資割合は、他の地方銀行のそれと比較して少いことが示されているのであります。戦前には銀行と中小企業との間に、親工場とか問屋等が介在して連絡を付けていたのですが、その関係が現在はすっかり壊れている、ここに中小企業金融を困難ならしめている原因の一つがあります。次に右のような金融機関に対しますすると、中小企業の信用受入態勢は甚だ不完全なるものと言わざるを得ません。元来中小企業の経営の中心をなすものは、経営主の個人的信用とか能力にあるのであります。担保力など殆どないものが多いということが、更に少額金融であるため、収益を目的とする銀行の採算ベースに乗り難いということ等であります。この二つの原因と関連して、中小企業に廻し得る資金が不足である。資金はあつても中小企業へ廻つて来ないで、いわば資金は零細なる資金でも常に大きな金融機関に向つて流れ、中小企業に還元して来ないという現状になつてゐるであります。

直面されるのではなく、輸出振興その他の考慮すべきであり、合理化も協同化も決して金融面からのみ議論されるべき性質のものではありませんが、たゞ現下の情勢としては中小企業困難の現象が、金融面に集中表現されているのであります。現下の事情としては金融面の解決が早急に要望されているのであります。併しその施策の多くは、本年三月に入つて危機が叫ばれてから急速に実施されるようになつたのであります。この事実が示すように、中小企業問題は常に放置して顧みないという危険があるのであります。この意味において国会も政府も常に中小企業の振興について注意を拂つて頂きたいと思うのであります。

以上を以て要旨の報告を終ることいたしました。(拍手)

○陳長(佐藤尚武君) この際、日程の順序を変更して、日程第二十より第四十二までの請願及び日程第四四十六より第四十八までの陳情を一括して議題とする」と御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。運輸委員長中山壽彦君。

れも願意を妥當と認めました。

以上請願一十三件、陳情三件はいずれも委員会におきまして全会一致をして議院の会議に付し、内閣に送付を要するものと決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君

通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第

四十三より第四十五までの請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認

めます。先づ委員長の報告を求めるま

す。電気通信委員長松野喜内君。

〔審査報告書は都合により最終号

附録に掲載〕

〔松野喜内君登壇、拍手〕

○松野喜内君 只今議題となりました

請願について電気通信委員会の審査の経過並びに結果について御報告申上げます。

先づ請願千八百二十五号でありますが、郡山市に電気通信諸施設完備の請願、この願意としますところは、同市は東北地方における商工業の中心地であり、且つ交通上の要地であるから、電信電話回線の集中及び電話交換方式を変更する等電気通信諸施設を早急に完備せられたいとの趣旨であります。次に請願千八百九十八号でありますが、国会内電報局独立に関する請願、周辺に建物が増加し、閉会中の業務量も少くない実情にあるから常設局とせられたいとの趣旨であります。

次に請願一千二百二十三号であります。これが、元大阪電報局復旧促進に関する請願の願意としますところは、戦局焼失以来何ら措置がとられていないため、商工業經營上多大の支障を来たしているから本年度中に復旧せられたいとの趣旨であります。

委員会におきましては以上の請願につきましては慎重審議の結果いずれも願意を妥當なものと認めてこれを採択し、議院の会議に付し、且つ内閣に送付すべきものと全会一致を以て決定した次第であります。

以上御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は委員長報告の通り採択

し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願は全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会は明後二十八日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

本日はこれにて終了いたしました。次会は明後二十八日午前十時より開会いたします。議事日程は決

定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

本日はこれにて終了いたしました。次会は明後二十八日午前十時より開会いたします。議事日程は決

定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十一分散会

○本日の会議に付した事件

一、日程第一 国会法第三十九條但書の規定による国会の議決に関する件(広島地方専元公社調停委員会委員)

一、日程第一 全國選舉管理委員会委員の指名

一、日程第三 參議院法制局職員定員規程の一部改正に関する件

一、日程第四 南海地震に伴う地盤変動による被害復旧対策に関する件

一、日程第十九 中小企業振興に関する調査に関する件

一、日程第十八 海上運送法等の一部を改正する法律案

一、日程第十九 中小企業振興に関する調査に関する件

一、日程第四十六乃至第四十二の請願

一、日程第四十三乃至第四十五の請願

一、日本外交の基本方針に関する緊急質問

一、地方財政平衡交付金一部概算交

付暫定措置法案

一、日程第五 文化財保護法案

一、日程第六 建築士法案

一、日程第七 国会閉会中委員会が

審査を行う場合の委員の手当に関

する法律の一部を改正する法律案

改正する法律案

一、日程第九 国籍法案

戸籍法の一部を改正する等の法律案

一、日程第十一 火難類取締法案

一、日程第十二 牧野法案

一、日程第十三 家畜改良繁殖法案

一、日程第十四 造林臨時措置法案

一、日程第十五 労働者災害補償保

険法等の一部を改正する法律案

一部を改正する法律案

一、日程第十七 建設省設置法の一

部を改正する法律案

一、日程第十八 海上運送法等の一

部を改正する法律案

一、日程第十九 中小企業振興に関する調査に関する件

一、日程第二十六乃至第四十二の請願

一、日程第四十六乃至第四十八の請

願

一、日程第四十三乃至第四十五の請

願

一、日本外交の基本方針に関する緊急質問

出席者は左の通り。

議員 佐藤 尚武君

副議長 松嶋 審作君

大野木秀次郎君

西川基五郎君

黒田 英雄君

平沼源太郎君

柴田 政次君

小杉 繁安君

河井 繁八君

楠見 義男君

佐伯卯四郎君

新谷寅二郎君

伊達源一郎君

寺尾 博君

西田 天香君

藤野 繁雄君

町村 敬貴君

山崎 恒君

藤森 真治君

伊藤 保平君

岡元 義人君

加賀 操君

小杉 イチ君

中山 寿彦君

竹下 豊次君

川村 松助君

野田 俊作君

久松 定武君

松村眞一郎君

村上 義一君

島津 忠彦君

横尾 龍君

寺尾 天香君

西川 昌夫君

城 義臣君

田口政五郎君

波多野林一君

玉屋 嘉章君

宮城タマヨ君

大野木秀次郎君

鈴木 安孝君

河井 繁八君

楠見 義男君

佐伯卯四郎君

新谷寅二郎君

伊達源一郎君

寺尾 博君

西田 天香君

藤野 繁雄君

町村 敬貴君

山崎 恒君

藤森 真治君

伊藤 保平君

岡元 義人君

加賀 操君

小杉 イチ君

中山 寿彦君

竹下 豊次君

川村 松助君

野田 俊作君

久松 定武君

松村眞一郎君

村上 義一君

島津 忠彦君

横尾 龍君

寺尾 天香君

西川 昌夫君

城 義臣君

田口政五郎君

波多野林一君

玉屋 嘉章君

宮城タマヨ君

大野木秀次郎君

鈴木 安孝君

河井 繁八君

楠見 義男君

佐伯卯四郎君

新谷寅二郎君

伊達源一郎君

寺尾 博君

西田 天香君

藤野 繁雄君

町村 敬貴君

山崎 恒君

藤森 真治君

伊藤 保平君

岡元 義人君

加賀 操君

小杉 イチ君

中山 寿彦君

竹下 豊次君

川村 松助君

野田 俊作君

久松 定武君

松村眞一郎君

村上 義一君

島津 忠彦君

横尾 龍君

寺尾 天香君

西川 昌夫君

城 義臣君

田口政五郎君

波多野林一君

玉屋 嘉章君

宮城タマヨ君

大野木秀次郎君

鈴木 安孝君

河井 繁八君

楠見 義男君

佐伯卯四郎君

新谷寅二郎君

伊達源一郎君

寺尾 博君

西田 天香君

藤野 繁雄君

町村 敬貴君

山崎 恒君

藤森 真治君

伊藤 保平君

岡元 義人君

加賀 操君

小杉 イチ君

中山 寿彦君

竹下 豊次君

川村 松助君

野田 俊作君

久松 定武君

松村眞一郎君

村上 義一君

島津 忠彦君

横尾 龍君

寺尾 天香君

西川 昌夫君

城 義臣君

田口政五郎君

波多野林一君

玉屋 嘉章君

宮城タマヨ君

大野木秀次郎君

鈴木 安孝君

河井 繁八君

楠見 義男君

佐伯卯四郎君

新谷寅二郎君

伊達源一郎君

寺尾 博君

西田 天香君

藤野 繁雄君

町村 敬貴君

山崎 恒君

藤森 真治君

伊藤 保平君

岡元 義人君

加賀 操君

小杉 イチ君

中山 寿彦君

竹下 豊次君

川村 松助君

野田 俊作君

久松 定武君

松村眞一郎君

村上 義一君

島津 忠彦君

松野	喜内君	黒川	武雄君
佐々木鹿藏君		入交	太藏君
藤井	新一君	深水	六郎君
平岡	市三君	中川	幸平君
西山	龟七君	橋本萬右衛門君	
竹中	七郎君	小林	勝馬君
廣瀬	兵衛君	林屋龜次郎君	
山田	佐一君	大岡	憲二君
門屋	盛一君	大隈	信泰君
中井	光次君	深川榮左門君	
仲子	隆君	高橋	勝君
島	清君	島田	千壽君
岡田	宗司君	木内	四郎君
羽生	三七君	稻垣	平太郎君
前之園喜一郎君		栗山	良夫君
島		山下	義信君
岡田		下條	恭兵君
木村	福八郎君	水橋	藤作君
カニエ	邦彦君	木村	千葉
大野	幸一君	鈴木	清一君
森下	政一君	和田	博雄君
丹羽	五郎君	鬼丸	義齋君
原	虎一君	吉川	末次郎君
若木	勝藏君	田中	信儀君
駒井	治朗君	水橋	千葉
鈴木	憲一君	木村	秀吉君
		中村	正雄君
		小泉	秀吉君
		椎井	康雄君
		千葉	

國務大臣
 内閣總理大臣 吉田 茂君
 外務大臣
 法務総裁 濱田 俊吉君
 文部大臣 高瀬莊太郎君
 通商產業大臣
 農林大臣 森 幸太郎君
 運輸大臣 大屋 晉三君
 勞働大臣 鈴木 正文君
 建設大臣 篠谷 秀次君
 國務大臣 増田甲子七君

政府委員
 文部政務次官 平島 良一君
(通商產業事務官)
 (通商化學局長) 長村 貞一君
(運輸事務官)
(海運局長) 岡田 修一君

定価一部六円五十銭
送料実費

所行發

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話東京一九〇〇〇
九段五三一印刷
官報課